厚生労働省委託事業

安全衛生経費確保のためのガイドブック

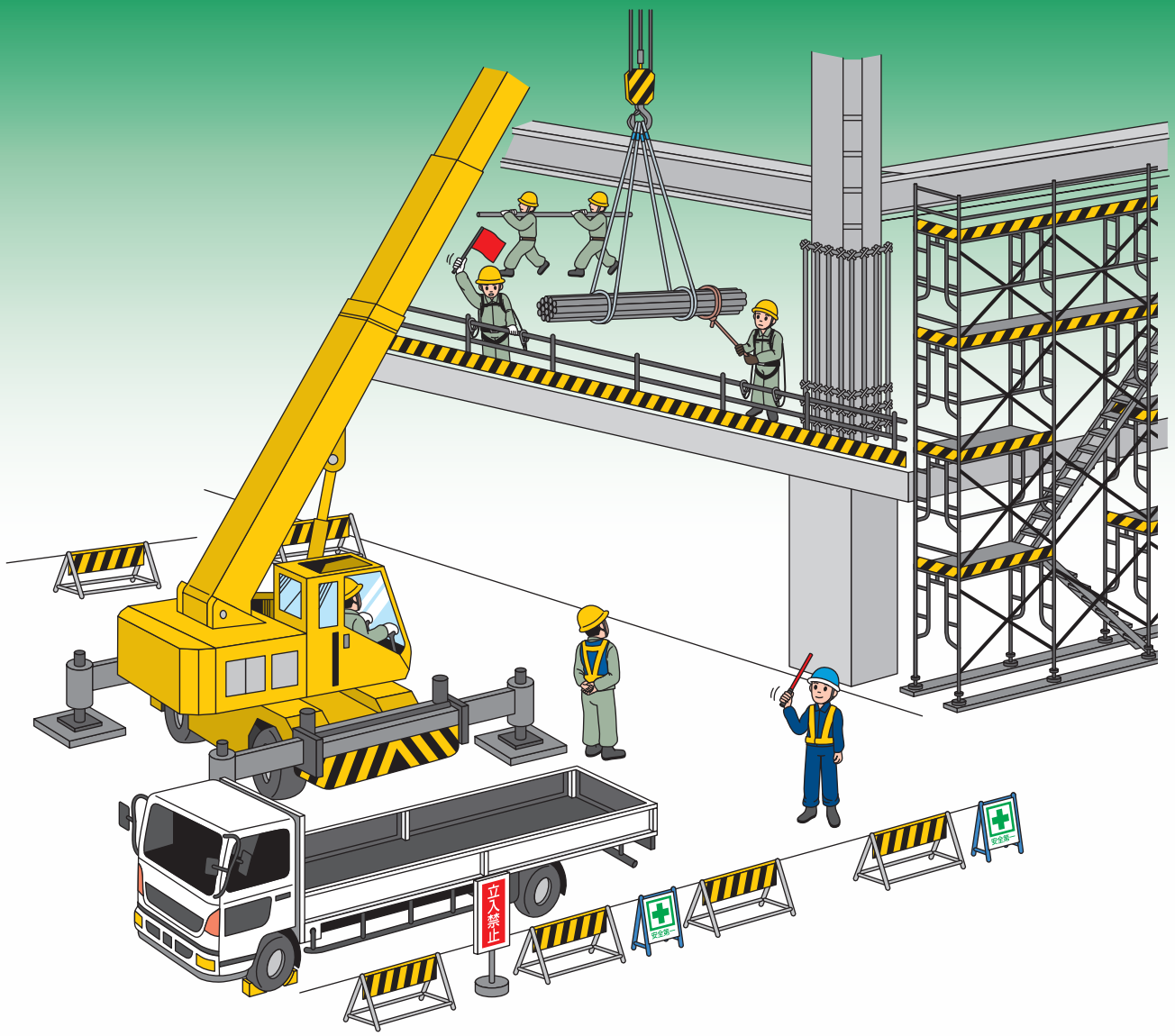

株式会社 建設産業振興センター

はじめに

建設業における労働災害の発生状況は、長期的には減少傾向にあるものの今なお、年間 300 名近くの人が尊い命を落としており、近年の労働災害は、休業 4 日以上の死傷災害及び死亡災害とも上昇・下降を繰り返す傾向にあり不安定な状況にあります。

このような背景のなか、労働災害防止のためには、さらなる労働災害防止対策を講じる必要があり、そのためには十分な安全衛生経費が確保され、それが元請事業者から下請事業者まで行き渡った状態で施工することが必要です。

建設業においては、経済情勢に左右される請負金額、中小企業が多く存在する重層構造などのゆえに安全衛生経費が十分に確保できない状況で施工するケースも見られます。また、安全衛生経費の取扱いについて元請負人・下請負人間で十分に理解されていない状況もアンケート調査の結果により明らかになっています。

安全衛生経費の確保促進については、厚生労働省や国土交通省、建設業労働災害防止協会、建設労務安全研究会がここ数年来検討を重ねてきました。また、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」が平成 29 年 3 月に施行されその基本的な施策のなかで「建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等」が定められています。

今般、本ガイドブック作成に当たっては、「『建設工事における安全経費の確保に係る実態調査』実施結果報告書」（平成 29 年 3 月建設業労働災害防止協会＜厚生労働省委託事業＞）、「『建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表』の解説並びに作成要領検討結果報告書」（平成 25 年 3 月建設業労働災害防止協会）、『建設業法令遵守ガイドライン（第 5 版）－元請負人と下請負人の関係に係る留意点―』（平成 29 年 3 月国土交通省）、「リーフレット『安全な建設工事のために適切な安全衛生経費の確保が必要です』」（平成 27 年 10 月厚生労働省・国土交通省）等を参考に作成しました。

なお、安全衛生経費の確保のための見積方式には、定率方式や積み上げ方式等さまざまな取り組みがあるなかで本ガイドブックでは、積み上げ方式による確保の進め方についての例を示すものであり、ガイドブックの内容、形態に関してはなるべく平易な表現とし、図や表、イラストなどを多用し見やすくかつ分かり易さを心掛け作成しました。

本ガイドブックが、安全衛生経費に関する内容の理解、認識の共有等に役立ち、ひいては労働災害の撲滅に寄与できれば幸いです。

最後に、作成にあたり、ご指導・アドバイス及び資料の提供をいただきました、建設業労働災害防止協会、建設労務安全研究会の皆様にお礼申し上げます。

平成 30 年 1 月

株式会社 建設産業振興センター

CONTENTS

目次

第１章　安全衛生経費とは

【1】安全衛生経費とは…… 3

【2】建設現場において誰が労働災害防止対策を行う義務があるのか…… 5

1. 事業者の責任／ 2. 注文者、元方事業者、特定元方事業者の責任

【3】事業者、元方事業者、特定元方事業者、注文者の講ずべき措置…… 6

1. 元方事業者の講ずべき措置／ 2. 特定元方事業者の講ずべき措置／ 3. 注文者の講ずべき措置

【4】誰が負担するのか（安全衛生経費の負担者）…… 7

1. 安全衛生経費の実施者・負担者に関する留意事項

第２章　なぜ安全衛生経費の確保が必要か

【1】いま、なぜ安全衛生経費の確保が必要か…… 9

1. 一律計上／ 2. 片務的契約の存在／ 3. 元請負人が下請負人の安全衛生経費を通常必要な原価であるとの意識の欠如

【2】安全衛生経費に関する元請負人・下請負人の認識（アンケート調査）……10

1. アンケート調査実施結果／ 2. ヒアリング調査実施結果

【3】安全衛生経費の法的な位置付け……17

1.「元方事業者による建設現場安全管理指針」における安全衛生経費の位置付け／ 2.「建設業法令遵守ガイドライン」における安全衛生経費の位置付け／ 3. ガイドライン普及のための広報／ 4.「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」における安全衛生経費の位置付け

第３章　安全衛生経費の確保の明確化の方法と手順

【1】元請負人による見積条件の提示 ……21

【2】下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示 ……24

【3】契約交渉 ……25

【4】契約書面における明確化 ……26

【5】請負代金の支払時における適切な対応 ……29

【6】重層下請への対応 ……30

第４章　安全衛生経費の明確化の手順の具体例

【1】安全衛生経費の確保の明確化フロー（鉄筋運搬揚重作業の例）……31

【2】安全衛生経費の確保に係る帳票類……32

1. 建設作業前確認表（鉄筋組立・運搬・揚重作業の例）〔元請負人〕／ 2. 安全衛生経費の工種費目総括表〔元請負人〕／ 3. 鉄筋運搬揚重作業における安全衛生対策経費総括表〔元請負人〕
4. 鉄筋運搬揚重作業安全衛生経費費目イラスト〔元請負人〕／ 5. 鉄筋運搬揚重作業に係る安全衛生経費の区分表〔元請負人・下請負人〕／ 6. 鉄筋運搬揚重作業に係る安全衛生経費の明細書〔下請負人〕

資料

労働安全衛生法（抜粋）／建設業法（抜粋）／安全な建設工事のために適切な安全衛生経費の確保が必要です（リーフレット）

第1章 安全衛生経費とは

【1】安全衛生経費とは

建設業では、発注者から元請負人、一次、二次下請負人等、その雇用する労働者（労働基準法第９条に規定する労働者）などが、重層構造で工事を行うことから、労働災害を防止するためには、雇用する労働者の労働災害防止に係る義務を負う下請負人だけでなく、それ以外の発注者や元請負人にも安全に対する理解と対策の実施が重要です。

安全衛生経費にどのようなものが含まれるのかを「安全衛生経費ガイドブック作成委員会」において検討した結果、本ガイドブックにおいては**安全衛生経費を元請負人及び下請負人の労働災害防止対策等に係る費用**としました。また、その細目については「『建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表』の解説並びに作成要領検討結果報告書（平成 25 年３月建設業労働災害防止協会）」を参考に以下のようにまとめました。

図表 1-1 「安全衛生経費」の考え方 ＜安全衛生管理に必要な費用区分＞

費用区分			主な内容		細目
直接工事費	工事目的物の施工に直接必要な安全設備（指定仮設及び参考図等に示されているもの）		足　場		・枠組足場、単管足場、吊足場等
			支保工		・型枠支保工、橋梁架設等支保工
			土留め		・仮締め切り（シートパイル、親杭横矢板、連壁）
			土留め支保工		・切梁、腹起（裏込めコン含む）
			作業構台		・乗入構台、荷受構台、作業構台
間接工事費	共通仮設費	安全費	準備費	調査費用	・埋設物調査試掘他
			交通管理に要する費用	交通規制に要する費用	・ガードマン、規制車、クッションドラム、カラーコーン、バリケード、工事中表示板（内照式）回転灯、規制表示看板・お願い看板
			安全管理等に要する費用	監視連絡等に要する費用	・列車見張員等有資格者、誘導員、監視員、作業指揮者、連絡員（潜水）等の配置、構内電話、無線機、作業主任者の配置、安全衛生責任者の配置
				安全意識、注意喚起に要する費用	・各種注意看板標識、安全掲示板
				保護具類	・ヘルメット、保護めがね、防じんマスク（電動ファン付き呼吸用保護具）、耳栓、安全帯、防振手袋、軍手、皮手、ゴム手、安全靴、防護服、救命胴衣
		仮設費	安全施設等に要する費用	墜落飛来落下災害防止設備	・手摺、開口部養生、幅木、落下防護ネット、小幅ネット、安全ブロック、親綱、建築工事用エレベーター部踊り場ゲート ・各所点検通路（支保工上他）、安全通路、揚重用吊具（ワイヤ、クランプ他）
				作業床に関する設備	・ローリングタワー、可搬式作業台、高所作業車
				公衆災害に要する費用	・仮囲い（万能板、フラットパネル、シートゲート他）、建築工事落下防護（朝顔）、防音シート、防音パネル、足場出入り口のゲート
				警報設備	・土石流、洪水等の警報システム、異常温度の自動警報装置（潜函）・ベル、サイレン等警報装置（ずい道） ・風力計、雨量計、車両系建設機械のバックセンサー等、沈下計、傾斜計
				避難用設備	・避難誘導灯、発破時の避難所、避難用器具（空気呼吸器、携帯用照明、避難はしご、ロープ等
				作業環境	・換気設備、空気清浄設備（潜函）、ガス抜き等の措置（ずい道）、各種環境測定器（酸素濃度他） ・排気管、圧力計（高圧室内）、照明器具、熱中症対策設備
				昇降設備	・坑内はしご道で巻き上げ装置との隔壁、階段、はしご道
				火災防止	・消火器、防炎シート
				その他	・重機移動用敷き鉄板
			営繕費	倉庫、材料保管等に要する費用	・火薬庫など
			その他		
	現場管理費		疾病・衛生対策費		・健康診断（一般・特殊健診）
			安全訓練研修等に要する費用		・特別教育、各種資格取得のための講習受験費用 ・避難、救護、消火訓練等、送り出し教育、新規入場者教育、安全協議会、安全大会、RST、CFT

※費用区分は国土交通省：土木請負工事費積算要領による
※細目は実行予算に計上している費目を計上
出所：建設業労働災害防止協会『「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説並びに作成要領検討結果報告書」－平成 25 年３月―』より（一部改編）

なお、従来安全衛生経費のなかに社会保険料等も含むと解されている見解もありましたが、平成 29 年 3 月、「建設業法令遵守ガイドライン（第 5 版）- 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 -」が改正され社会保険料・労災保険料は法定福利費として扱い、それ以外の労働災害防止に係る費用を安全衛生経費としています。

したがって、本ガイドブックでは、安全衛生経費には社会保険料・労災保険料は含まないとして記載しています。

また、建設業法、労働安全衛生法（以下、安衛法という）では、元請負人及び下請負人等を図表 1-2 のように定めています。

図表 1-2　建設業法と労働安全衛生法の用語の定義

建設業法		労働安全衛生法	
発注者	建設工事の注文者	発注者	他の者から請け負わないで注文している者
注文者	民法上の注文者	注文者	仕事を他人に請け負わせている者
元請負人	下請契約における注文者	元方事業者	一部を請け負わせ、自らも仕事の一部を行う最先次の注文者
		特定元方事業者	元方事業者のうち建設業の仕事を行う者
下請負人	下請契約による請負人	関係請負人	元方事業者以外の事業者

【2】建設現場において誰が労働災害防止対策を行う義務があるのか

安衛法では、建設工事現場において、それぞれの事業者が置かれた立場に応じて、労働災害防止対策を講ずることを義務付けています。

1. 事業者の責任

安衛法第３条（事業者等の責務）第１項では、「事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。」と定めています。

安衛法第２条第３項において事業者とは「事業を行う者で、労働者を使用するもの。」と定義されており、安衛法における主たる義務者である事業者とは、法人企業であれば当該法人（法人の代表者ではない）、個人企業であれば事業経営主を指しています。これは従来の労働基準法上の義務主体である「使用者」とは異なり、事業経営の利益の帰属主体そのものを義務主体としてとらえ、安全衛生上の責任を明確にしたものです。

2. 注文者、元方事業者、特定元方事業者の責任

建設現場の元請負人は労働災害防止に関し、自社の雇用者との関係では事業者としての責務、下請負人との関係では、注文者、元方事業者、特定元方事業者としての責務を負います。また、最下位の下請負人以外は、事業者としての責務に合わせて注文者としての責務も負うことになります。この関係を図示すると図表 1-3 のようになります。

図表 1-3　労働災害防止対策の実施者

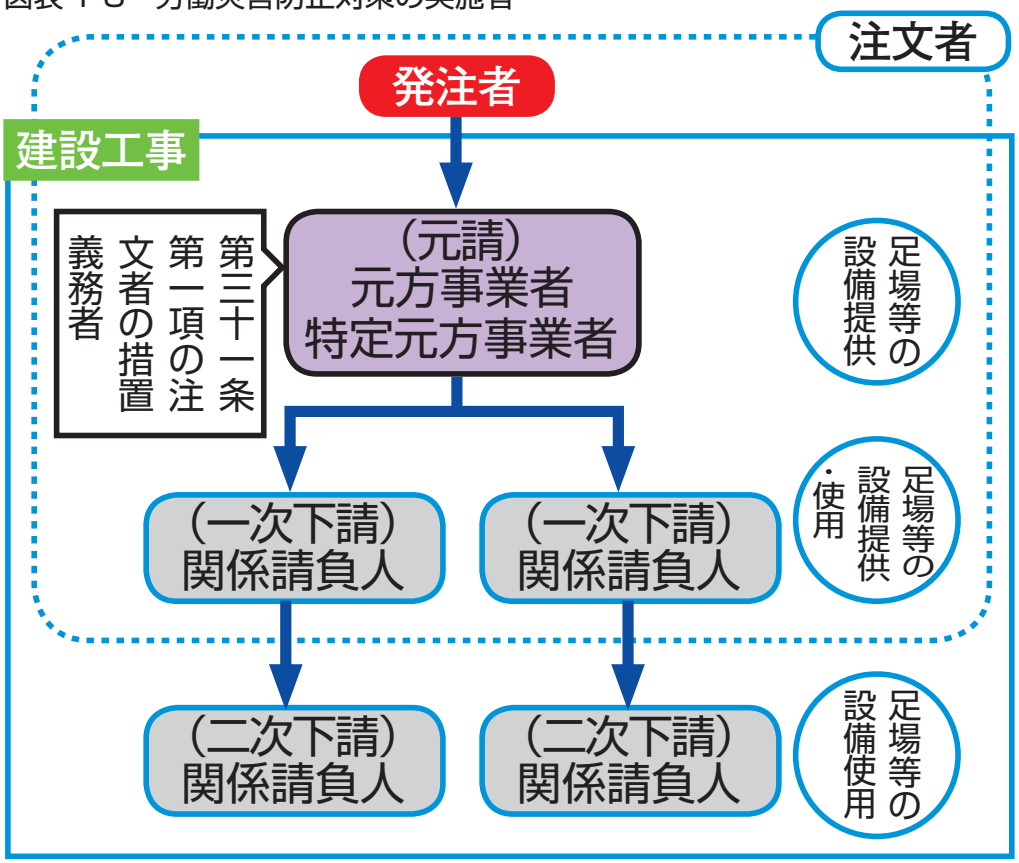

出所：国土交通省土地建設産業局建設業課『建設業法令遵守ガイドラインの改訂について（平成 26 年 10 月）』より（一部改編）

【3】事業者、元方事業者、特定元方事業者、注文者の講ずべき措置

安衛法では、建設工事現場における労働災害防止のため、それぞれの事業者に雇用される労働者が同一の場所において作業を行う混在作業によって生じる労働災害を防止するために、それぞれの事業者が行う管理とは別に、それぞれの立場に応じ、事業者の講ずべき措置等、元方事業者の講ずべき措置等、特定元方事業者の講ずべき措置、注文者の講ずべき措置を義務付けています。その主な規定は図表 1-4 のとおりです。

図表 1-4　労働安全衛生法のそれぞれの立場における規定

事業者	機械等、爆発物等、エネルギーによる危険防止措置（第 20 条）	危険時退避措置（第 25 条）	定期自主検査（第 45 条）
	作業方法、場所から生じる危険防止措置（第 21 条）	救護措置（第 25 条の 2）	就業制限（第 61 条）
	健康障害防止措置（第 22 条）	雇入れ時教育（第 59 条第 1 項）	作業環境測定（第 65 条）
	作業場の衛生環境整備（第 23 条）	特別教育（第 59 条第 3 項）	一般健康診断（第 66 条第 1 項）
	作業行動から生じる危険防止措置（第 24 条）	職長等教育（第 60 条）	特殊健康診断（第 66 条第 2 項）
元方事業者	関係請負人、労働者に対する指導・指示（第 29 条）	危険な場所における危険防止措置（第 29 条の 2）	危険時退避措置（第 30 条の 3）
特定元方事業者	協議組織の設置・運営、作業間の連絡・調整、関係請負人に対する教育への指導・援助等の措置（第 30 条）		
注文者	建設物等を請負人の労働者に使用させる場合の労働災害防止の措置（第 31 条）	特定作業に従事させる場合の労働災害防止の措置（第 31 条の 3）	違法な指示の禁止（第 31 条の 4）

出所：国土交通省土地建設産業局建設業課『建設業法令遵守ガイドラインの改訂について（平成 26 年 10 月）』より

元方事業者・特定元方事業者・注文者の講ずべき措置の法的根拠は以下のとおりです。

1. 元方事業者の講ずべき措置

安衛法第 29 条では、元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行なわなければならない、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行なわなければならないとし、当該指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならないと定めています。

また、安衛法第29条の2では、建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所等一定の場所においては技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならないと定めています。

さらに、安衛法第 30 条の 3 では、元方事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、労働者の救護に関する措置を講じなければならないと定めています。

2. 特定元方事業者の講ずべき措置

安衛法第 30 条では、特定元方事業者は、混在作業によって生ずる労働災害を防止するため、協議組織の設置及び運営、作業間の連絡及び調整等の措置を講ずることと定めています。

3. 注文者の講ずべき措置

安衛法第 3 条第 3 項では、建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければなら

ないと定めています。

また、安衛法第３１条では、特定事業の仕事を自ら行う注文者は自己が所有し、又は管理する設備等を下請業者の労働者に使用させる場合に一定の設備等に対して労働災害防止上必要な措置を講じなければならないとし、第３１条第２項で、当該事業の仕事が数次の請負契約によって行なわれることにより同一の建設物等について同項の措置を講ずべき注文者が二以上あることとなるときは、後次の請負契約の当事者である注文者については、適用しないとされています。

安衛法第３１条の３では、特定作業においては、それに従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないとし、さらに、安衛法第３１条の４では、注文者として関係請負人に仕事をさせたなら、この法律・命令の規定に違反することになる指示をしてはならないと定めています。

【4】誰が負担するのか（安全衛生経費の負担者）

労働災害防止対策の実施者それにともなう安全衛生経費の負担者は元請負人なのか下請負人なのかの決定は、次の事項を十分考慮して決めなくてはなりません。

1. 安全衛生経費の実施者・負担者に関する留意事項

（1）元下間における労働災害防止対策の負担者が不明確

元請負人が特定元方事業者として統括的な安全衛生管理の必要から実施する措置あるいは注文者として実施する措置と下請負人が事業者として実施しなければならない措置又は関係請負人として実施しなければならない措置が混同されたり、不明確になるケースがあります。図表 1-5 に元下間において不明確になりやすい労働災害防止対策の例を示します。

図表 1-5　元下間で不明確になりやすい労働災害防止対策の例

資機材関係	教育関係
建設機械関係機材 （クレーン、立入禁止措置材、敷鉄板、玉掛用具等）	現場での講習会等 （新規入場者教育、建設従事者教育等）
墜落・飛来落下防止関係機材 （足場、安全ネット、親綱、親綱支柱等）	元方事業者が主催する安全大会への参加
注文者⇔下請事業者	特定元方事業者⇔下請事業者
装備・資格関係	**会合関係**
個人用保護具 （保護帽、安全帯、防じんマスク、保護めがね等）	災害防止協議会への参加
技能講習等の資格取得者の配置	職長会の設置・運営
元方事業者⇔下請事業者	特定元方事業者⇔下請事業者

出所：国土交通省土地建設産業局建設業課『建設業法令遵守ガイドラインの改訂について（平成 26 年 10 月）』より

(2) 元請負人と下請負人の役割が不明確になり労働災害防止対策が実施されない

建設工事現場で発注者から直接工事を受注した元請負人は、４つの立場（事業者・元方事業者・特定元方事業者・注文者）に応じた労働災害防止対策が求められており、下請負人が関係請負人として求められる労働災害防止対策との関係が不明確になりやすく、適切な労働災害防止対策が実施されなくなる恐れがあるとともに、負担する安全衛生経費に関して、後日、紛争に発展する場合があります。建設工事現場における元下間の労働災害防止対策の実施の関係を図表 1-6 に示します。

図表 1-6　労働災害防止対策の元下間実施事項の例

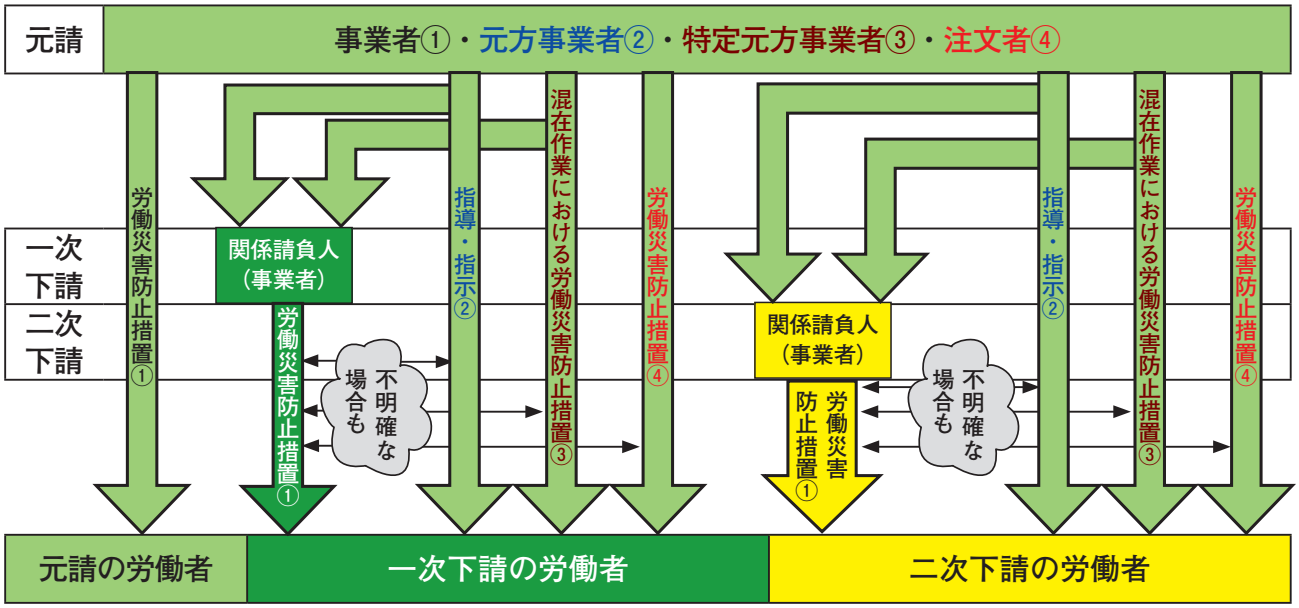

出所：国土交通省土地建設産業局建設業課『建設業法令遵守ガイドラインの改訂について（平成 26 年 10 月）』より

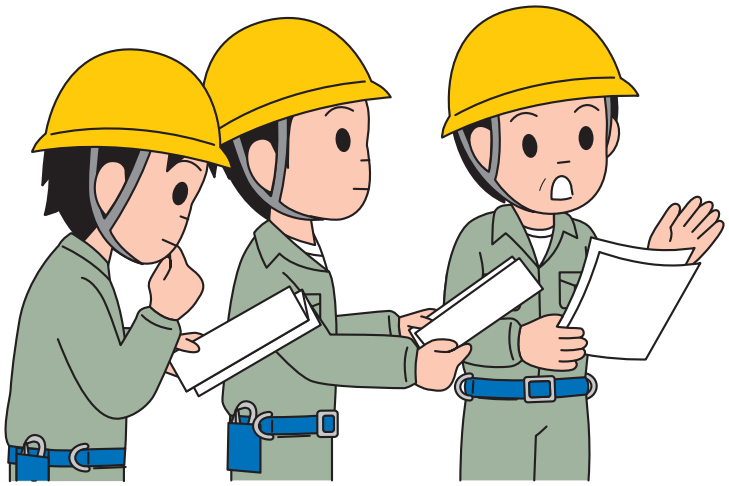

第2章 なぜ安全衛生経費の確保が必要か

【1】いま、なぜ安全衛生経費の確保が必要か

建設工事現場における労働災害を防止するためには、元請負人から末端の下請負人までそれぞれがその立場に応じて必要な労働災害防止対策を講じることが必要です。労働災害防止のためには当然費用がかかります。その費用は、安全のための設備に関するものであったり、教育訓練に関するもの、保護具など多岐にわたっています。

しかしながら、建設工事が重層構造で行われている等様々な建設業の特徴ゆえに、労働災害防止に係る費用が十分に確保されていないケースがあります。

安全衛生経費の確保やその前提となる見積りや請負契約については建設業法で定められているにもかかわらず、いまだに多くの問題が存在しています。

「請負」という言葉のなかに、あらゆるものが包括して入っているとの認識が払拭されないまま、長い年月を重ねてきました。

また、建設業の場合、元請負人、下請負人が一種の親子のような関係を相互に感じていたこともその一因として考えられます。互いに甘えの構造があり、法律を超えた部分が善しにつけ悪しきにつけ続いてきたと思われます。現状での問題点を列挙すると次のようなことが挙げられます。

1. 一律計上

請負契約の諸経費の項目のなかに、元請負人が決めた職種別に安全衛生経費を一定の率で計算し、計上されていることがあり、一定の率に特段の根拠がないものの十分な安全衛生経費は諸経費のなかに含まれているとされています。

2. 片務的契約の存在

元請負人は自ら請負った請負金額のなかで実行予算を組みますが、必ずしも余裕があるとはかぎりません。そのような時、これしか出せないと下請負人に対して仕事を依頼し、公正な契約が疑われる場合もありました。また、正しい見積りを下請負人がしようとしても、元請負人は建設業法で定められている必要見積日数ではなく、元請負人が求める期日までの見積金額の提示を求める場合もあり、これでは十分に検討した見積りを行いたくともできなかったのです。下請負人は提示された金額と乖離があった場合でも当該契約は了承し、次回に期待をよせる場合もあると思われます。なお、元請負人も下請負人が請負った工事の予算が厳しい場合、別途契約なり、追加工事という形で下請負人の損失を補填する場合もあるかと思われます。対等・公正な契約を推し進めなければいけない反面、このように相互に甘えの親子関係が互いの意識にあるのではないかと思えます。

3. 元請負人が下請負人の安全衛生経費を通常必要な原価であるとの意識の欠如

建設業法で定めがあるなかで、いままで遵守されてこなかった一番の原因は、元請負人が下請負人の安全衛生経費を原価として捉えてこなかったことにあります。双方が事業者であるならば、雇用している側に労働者の安全を担保するのが当然であるとの元請負人の意識がとても強かったせいもあります。元請負人は、「事業者責任」を雇用者の責任としての側面から一方的に解釈してきた部分が相当あるようです。

このようなことから従来の相互依存ではなく、これからはどのような工事（工事の大小、利益の有無、工

事の難易度等）であろうと安全衛生経費が必要原価であるとの認識を元請負人、下請負人双方が持ち、契約行為のすべての部分において明確にしていかねばなりません。

【2】安全衛生経費に関する元請負人･下請負人の認識（アンケート調査）

1. アンケート調査実施結果

建設工事における安全衛生経費の取扱いの実態及び元請負人、下請負人がそれについてどのように考えているかを、平成 28 年に厚生労働省の委託事業として建設業労働災害防止協会が実施した「建設工事における安全経費の確保に係る実態調査」の結果から抜粋して見ていきます。

（1）調査方法

本調査はアンケート調査とヒアリング調査により行われ、アンケート調査では元請負人 892 社、下請負人 411 社が回答しています。さらにアンケート調査に回答した企業の中から元請負人 48 社、下請負人 28 社に対してヒアリング調査を実施しています。

なお、本調査では、調査対象者の下請負人のうち専門工事業者を主たる下請負人として調査しています。

（2）調査実施時期

平成 28 年 12 月～平成 29 年 1 月

（3）アンケート調査結果

① 見積依頼時の負担区分の明確化の有無

元請負人への調査で「安全衛生経費の費用負担区分を明確にしているか」については、「明確にしている」が 41%、「明確にしないことが多い」が 44%、「全くしていない」が 12%という結果でした。「明確にしないことが多い」と「全くしていない」を合わせると 56%が不明確であるという結果になっています。

また、下請負人（専門工事業者）への調査では、「明確にされていないことが多い」では 50%、「全く明確でない」が 36%と大多数が不明確であるとの回答結果でした。

［元請負人］

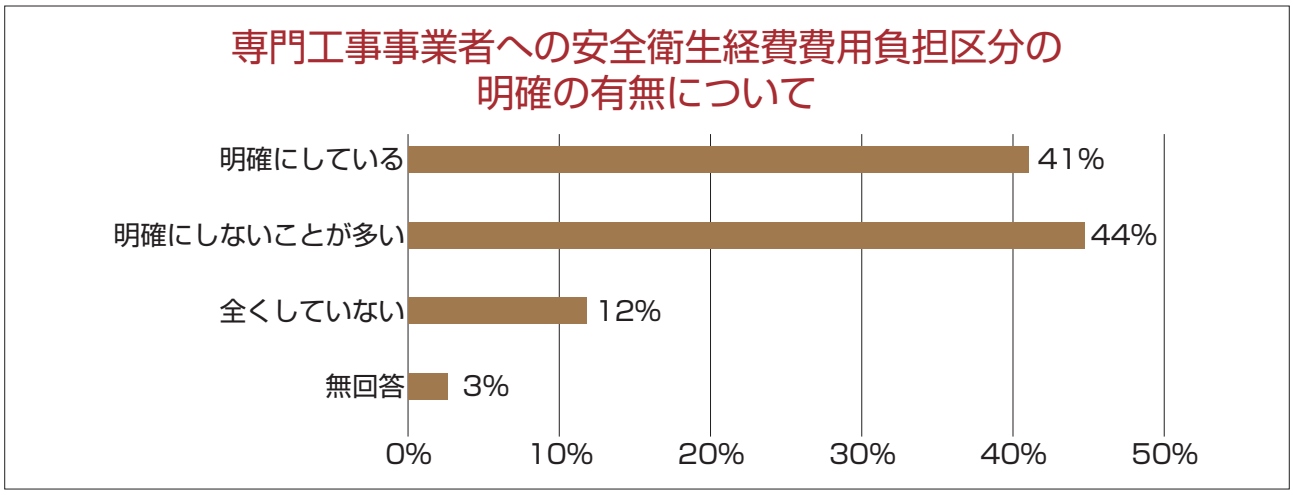

［下請負人］

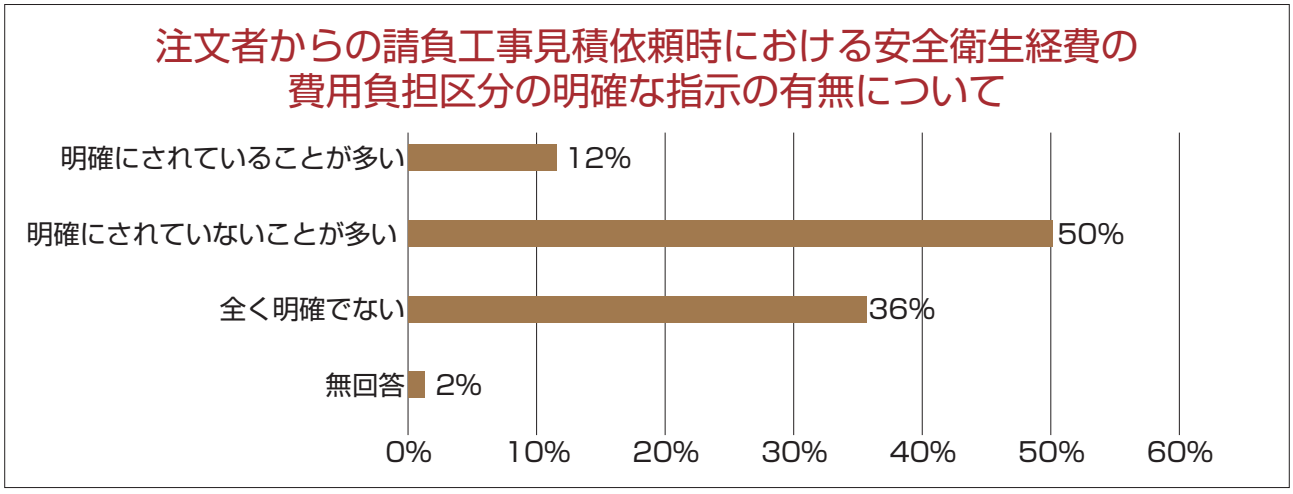

② 見積時の安全衛生経費を明確にするための明示の有無

前ページの元請負人への調査で負担区分を「明確にしている」とした41％のうち、下請負人（専門工事業者）がすすんで「明示していることが多い」は61％と半数以上になっています。一方「明示していないことが多い」と「全くしていない」を合算すると39％が明確にするための手段が不明確であるという結果でした。

また、下請負人（専門工事業者）への調査では「明示していないことが多い」と「全く明示していない」を合算すると83％と大半を占めています。

［元請負人］

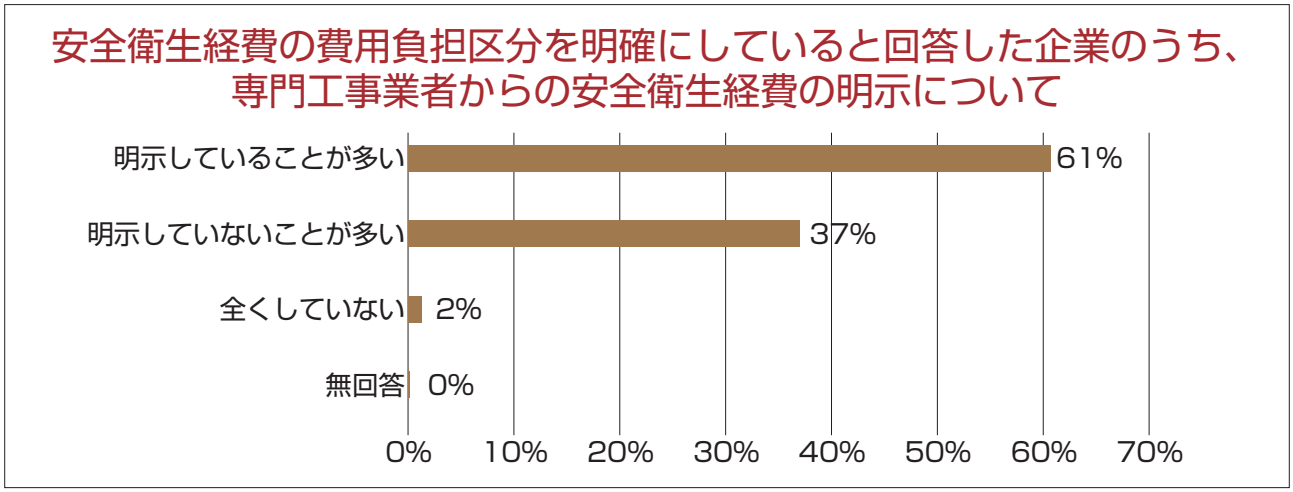

［下請負人］

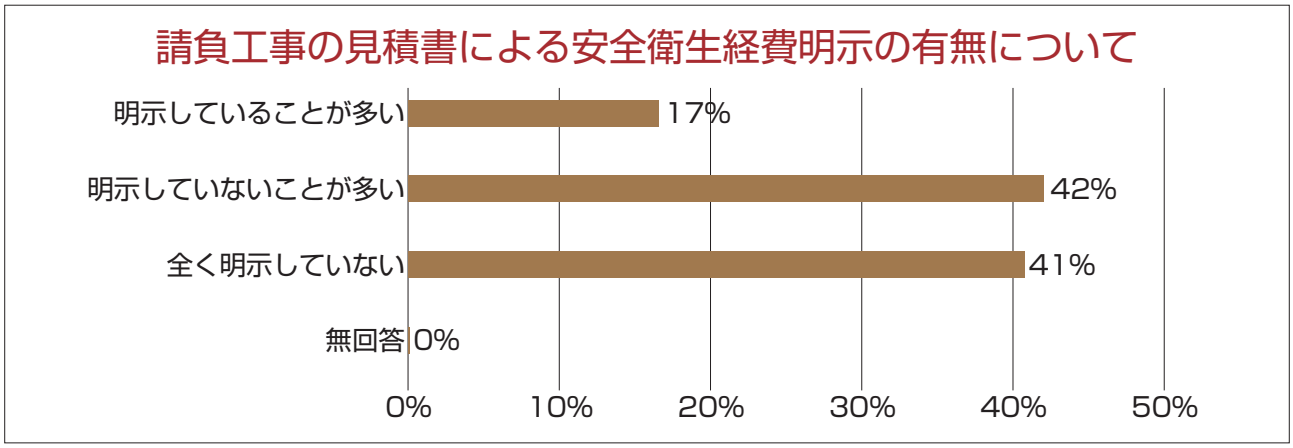

「明示していないことが多い」と「全く明示していない」を合算すると 83％と大半を占めている理由については「注文者から特に指示されないから」が 37％、「注文者が提示する安全衛生経費の費用負担区分が明確でないから」が 28％となっています。

［下請負人］

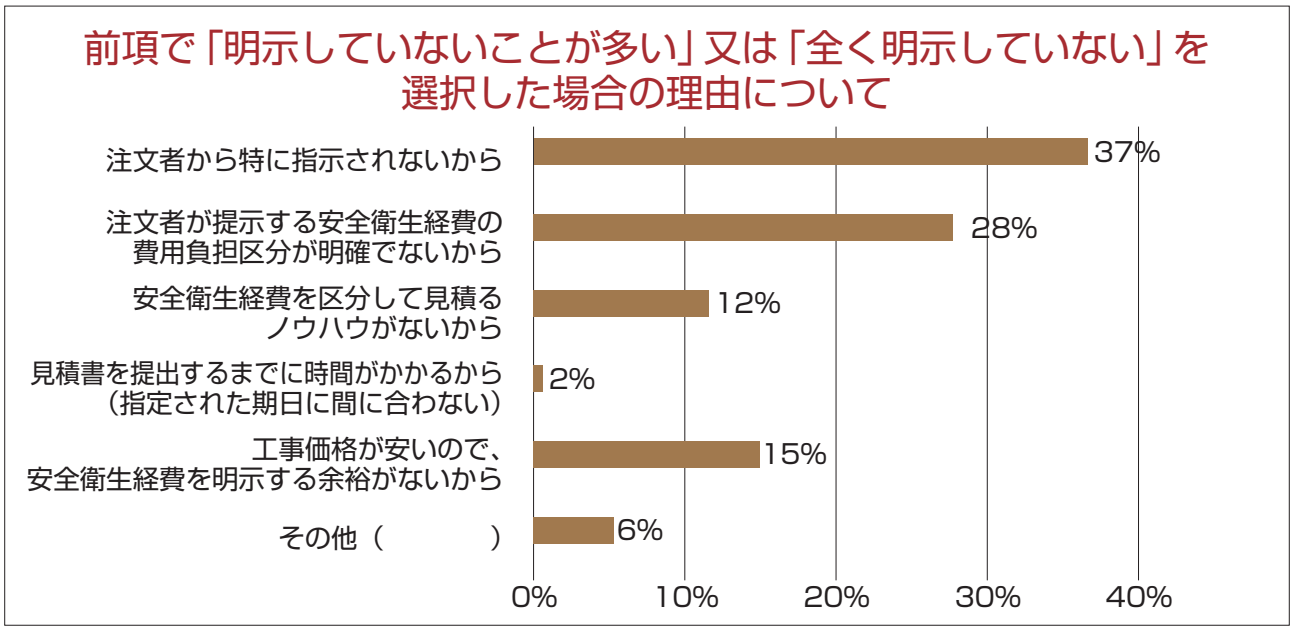

これらから元請負人が下請負人（専門工事業者）に対し負担区分を示し、経費の明示を指導することが安全衛生経費の確保につながると考えられます。

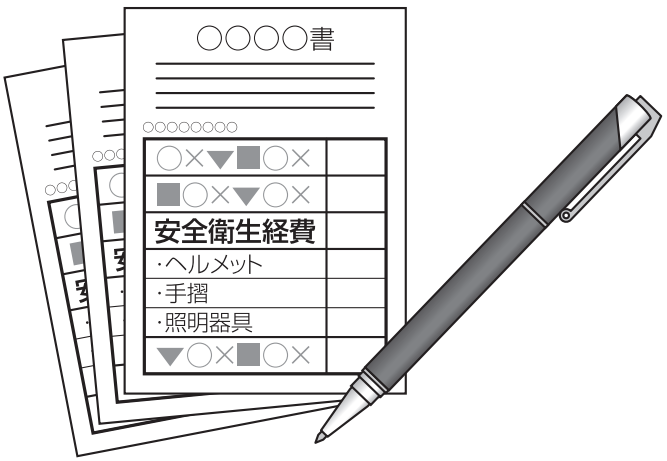

③ 安全衛生経費の明示を促進するには何が必要か

元請負人への調査では「標準的な安全衛生経費の項目・積算方法の普及」が 56%、「行政による指導の強化」が 17%、「元請・専門工事業を含めた業界一丸となった運動」が 14%となっています。

また、下請負人（専門工事業者）への調査では「標準的な安全衛生経費の項目・積算方法の普及」が 29%、「行政による指導の強化」が 23%、「専門工事業者の安全衛生経費に対する元請の理解促進」が 21%となっており、元請負人、下請負人（専門工事業者）共に標準的な安全衛生経費の項目や積算方法が確立され普及を図ることが明示の促進に有効との考えが最も多くなっています。

［元請負人］

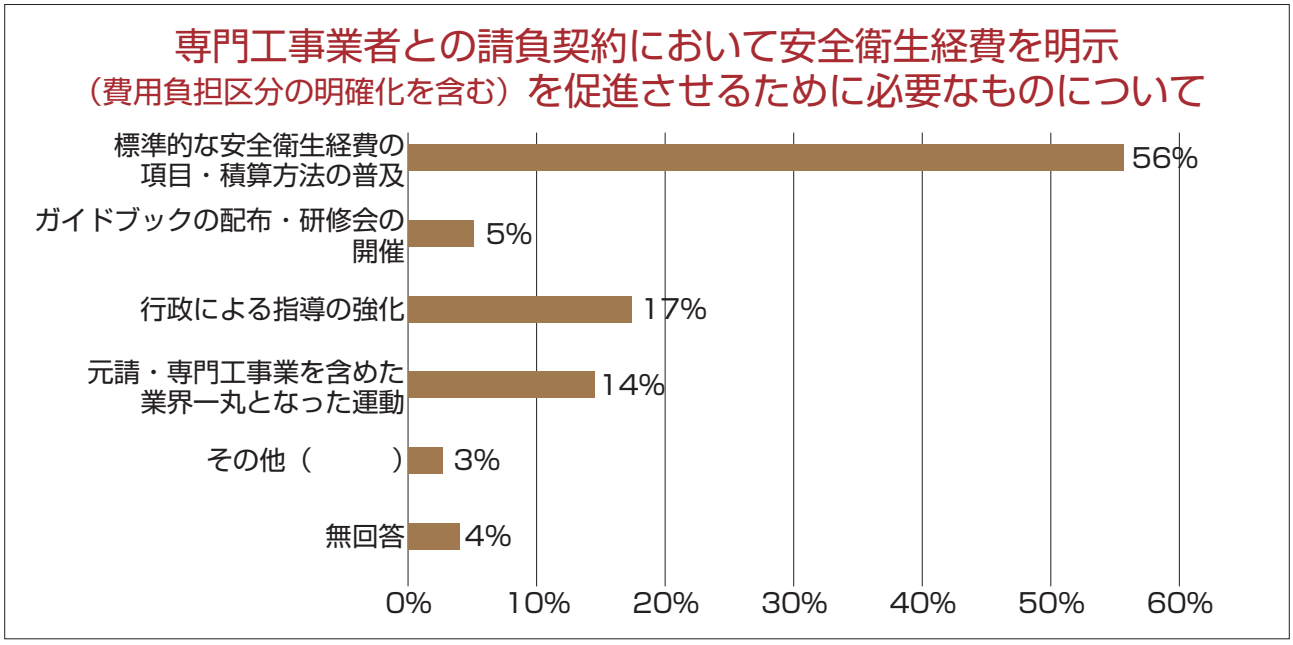

［下請負人］

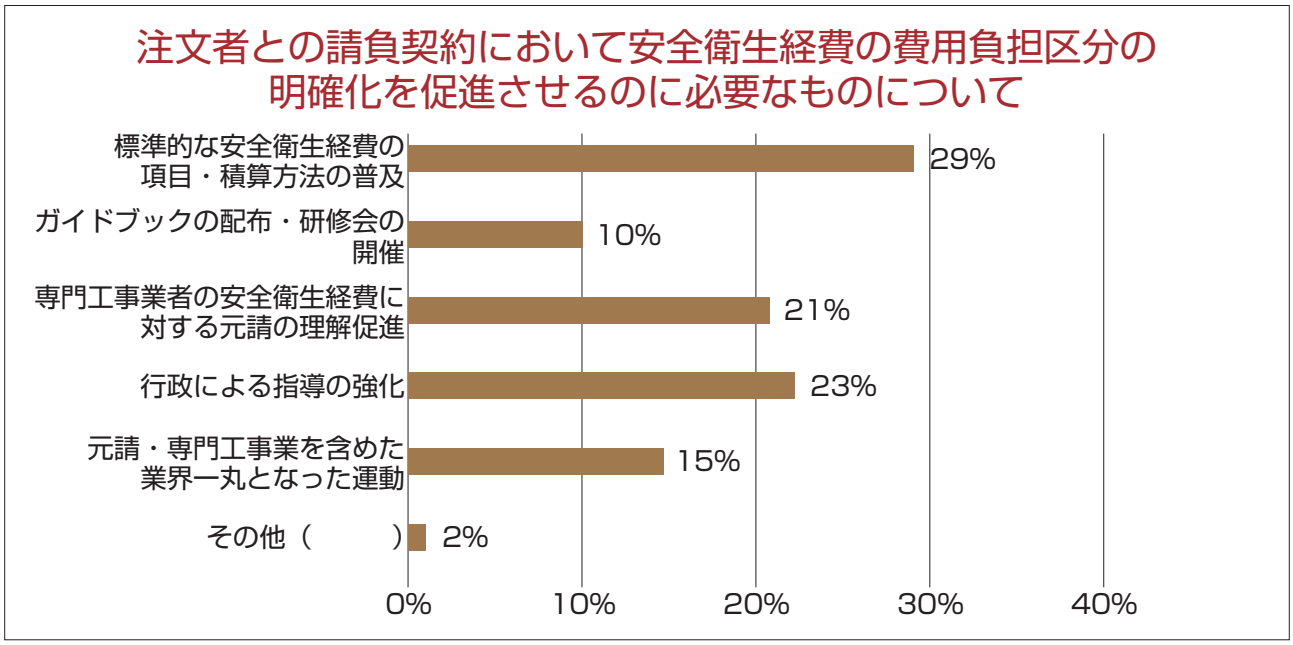

④ 安全衛生経費の明示及び負担区分の明確化のメリット

元請負人への費用負担区分を含む安全衛生経費明示のメリットの調査では「専門工事業者の安全衛生意識の向上」がもっとも多く 36%、次いで「元請として現場の統括管理の徹底がしやすくなる」が 24%、「必要な労働災害防止対策の未実施の防止」が 20%、「安全衛生経費面でのトラブルの防止」が 14%となっています。

また、下請負人（専門工事業者）へのメリットの調査では「専門工事業者として安全衛生経費を確保しやすくなる」が最も多く 36%、次いで「専門工事業者の安全衛生意識の向上」が 29%、「安全衛生経費面でのトラブルの防止」が 20%、「現場の統括管理が徹底されやすくなる」13%となっています。

［元請負人］

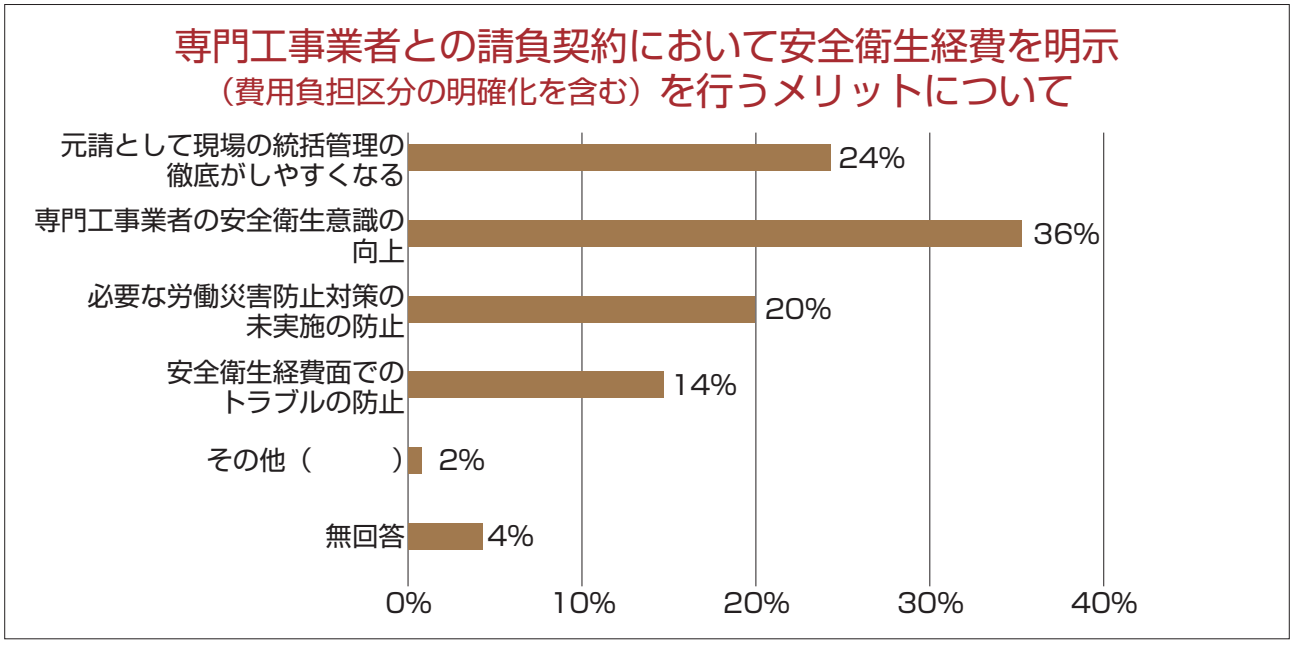

［下請負人］

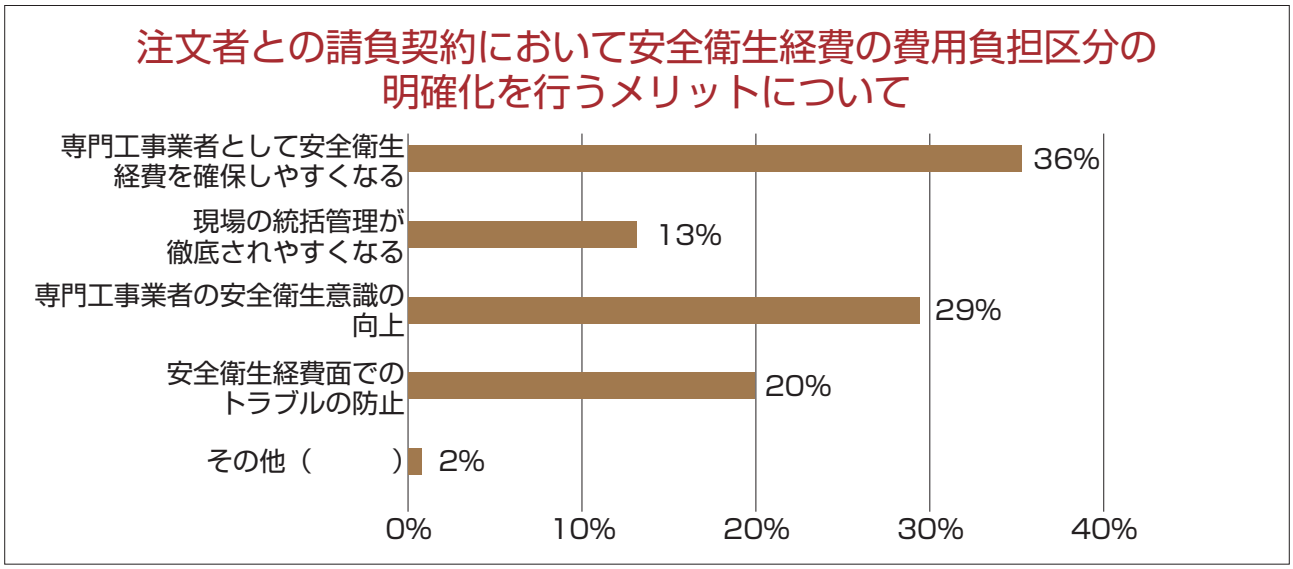

⑤ 元請負人は、二次以降の下請契約の締結に関し、安全衛生経費の費用負担を明確化するよう指示していますか？

二次以降の下請契約の締結に関しても安全衛生経費の費用負担区分を明確化する指示の有無については、「指示していないことが多い」と回答した企業が最も多く 48％となっています。

次いで、「全くしていない」と回答した企業が 28％、「指示していることが多い」と回答した企業が 19％となっています。

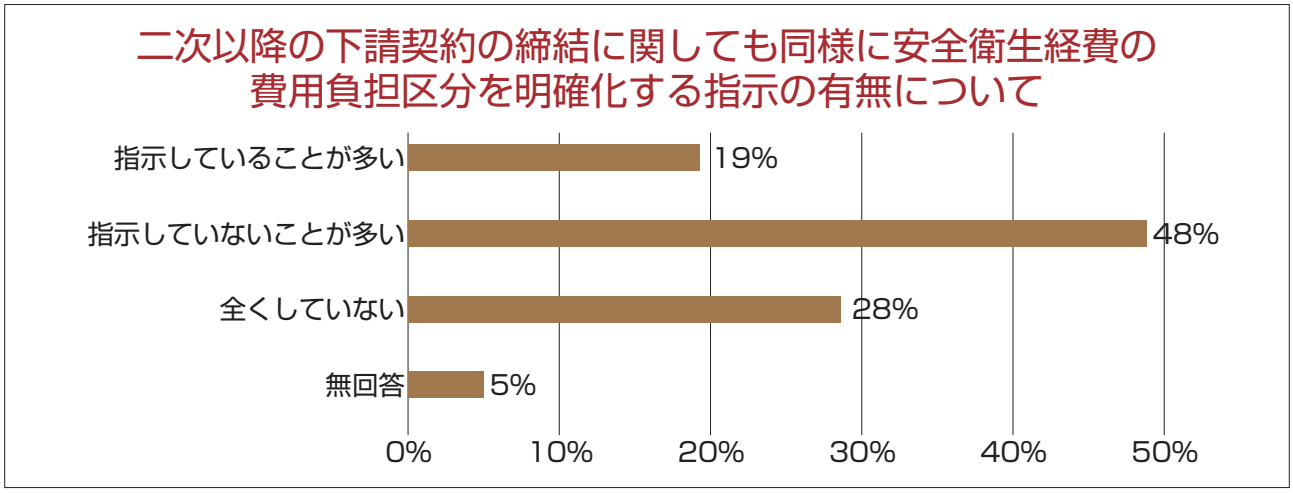

2.ヒアリング調査実施結果

元請負人と下請負人（専門工事業者）間の安全衛生経費の明示と負担区分の明確化について、大手・中堅の総合建設業の多くでは見積条件書を制定し、そのなかに安全衛生経費の項目が含まれていることが認められますが、地方の総合建設業では見積条件書を制定していない会社が多く存在します。ただし、工事請負契約書にまで明示している会社は大手・中堅・地方のすべてでほとんどありませんでした。

下請負人（専門工事業者）は、安全衛生経費の項目は元請負人が示すものであるとしながらも、現場の会議や安全衛生教育のため拘束される人件費の負担が増えていることから、経費の増額を望む意見が多くありました。

【3】安全衛生経費の法的な位置付け

安全衛生経費について、厚生労働省、国土交通省は法令、指針、ガイドラインで以下のように示しています。

1.「元方事業者による建設現場安全管理指針」における安全衛生経費の位置付け

厚生労働省は「元方事業者による建設現場安全管理指針」（平成７年４月21日基発第267号の２）を公表し、「第２　建設現場における安全管理」のなかで「請負金額における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化等」が下記のとおり示されています。

「元方事業者による建設現場安全管理指針」（一部抜粋）

３ 請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化等

元方事業者は、請負人に示す見積条件に労働災害防止に関する事項を明示する等により、労働災害の防止に係る措置の範囲を明確にするとともに、請負契約において労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者を明確にすること。

また、元方事業者は、労働災害の防止に要する経費のうち請負人が負担する経費（施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、労働災害防止対策を講ずるためのみに要する経費）については、請負契約書に添付する請負代金内訳書等に当該経費を明示すること。

さらに、元方事業者は、関係請負人に対しても、これについて指導すること。

なお、請負契約書、請負代金内訳書等において実施者、経費の負担者等を明示する労働災害防止対策の例には、次のようなものがある。

（1）請負契約において実施者及び経費の負担者を明示する労働災害防止対策

[1] 労働者の墜落防止のための防網の設置
[2] 物体の飛来・落下による災害を防止するための防網の設置
[3] 安全帯の取付け設備の設置
[4] 車両系建設機械を用いて作業を行う場合の接触防止のための誘導員の配置
[5] 関係請負人の店社に配置された安全衛生推進者等が実施する作業場所の巡視等
[6] 元方事業者が主催する安全大会等への参加
[7] 安全のための講習会等への参加

(2) 請負代金内訳書に明示する経費

[1] 関係請負人に、上記 [4] の誘導員を配置させる場合の費用
[2] 関係請負人の店社に配置された安全衛生推進者等が作業場所の巡視等の現場管理を実施するための費用
[3] 元方事業者が主催する安全大会等に関係請負人が労働者を参加させるための費用
[4] 元方事業者が開催する関係請負人の労働者等の安全のための講習会等に関係請負人が労働者を参加させる場合の講習会参加費等の費用

14 関係請負人が実施する事項

(2) 請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担の明確化

関係請負人は、その仕事の一部を別の請負人に請け負わせる場合には、請負契約において労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者を明確にすること。

2.「建設業法令遵守ガイドライン」における安全衛生経費の位置付け

国土交通省は、平成 19 年 6 月に、建設企業が遵守すべき元請負人と下請負人の取引のルールとして「建設業法令遵守ガイドライン - 元請負人と下請負人の関係に係る留意点 -」を策定しました。

その後、平成 26 年 10 月本ガイドラインを改訂し、建設工事の下請契約において労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化することにより、建設工事現場における労働災害防止に対する元請下請間の意識の向上と共有を図ることにしています。改訂の概要は、次のとおりです。

「建設業法令遵守ガイドライン」改訂内容（概要）

1．見積条件の提示

元請負人が、見積条件の提示の際、最低限明示すべき事項である「工事内容」に関し、**元請下請間の費用負担区分の例示に「労働災害防止対策」を追加**することにより、元請負人が最低限明示すべき事項であることを明確化

7．赤伝処理

あらかじめ見積条件や契約書面に、**下請負人の負担であることを明示していないにも関わらず、元請負人が、下請負人と合意することなく、一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の費用を下請代金の支払時に差し引く行為は、「赤伝処理」に該当**し、建設業法第 19 条、第 20 条第 3 項等に違反することを明確化

12- 3．労働災害防止対策について

次の事項について明確化

①**下請負人が労働災害防止対策を講ずることに要する経費は、義務的に負担しなければならない費用であり、「通常必要と認められる原価」に含まれる**ものであること

②元請負人は、**見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化する**こと

③下請負人は、元請負人により明確化された労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を踏まえ、**適正に労働災害防止対策に要する経費を見積ったうえ、見積書に明示**すべきこと

④元請負人は、**労働災害防止対策経費が明示された見積書を尊重し、下請負人と対等な契約交渉**を行うこと

⑤元請負人と下請負人は、**契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化**すること

⑥下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費は、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、**契約書面の内訳書などに明示する**こと

⑦下請負人の見積書に、適正な労働災害防止対策に要する経費が明示されているにも関わらず、**当該経費を一方的に削減**したり、**当該経費相当額を含めない金額で請負契約を締結**し、「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引き状況等によっては**建設業法第 19 条の 3 の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ**があること

出所：国土交通省土地建設産業局建設業課『建設業法令遵守ガイドラインの改訂について（平成 26 年 10 月）』より

3.ガイドライン普及のための広報

厚生労働省、国土交通省は、建設業法令遵守ガイドライン改訂等を契機にリーフレット「安全な建設工事のために適切な安全衛生経費の確保が必要です」（45 ページ参照）を平成２７年６月に発刊し、安全衛生経費確保の取り組みを促進しています。

4.「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」における安全衛生経費の位置付け

平成 29 年 3 月に施行された「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」及び同法律に基づく基本計画「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成 29 年 6 月閣議決定）」では、安全衛生経費について次のように記載されています。

「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」（一部抜粋）

第三章 基本的施策

（建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等）

第十条　国及び都道府県は、建設工事の請負契約において建設工事従事者の安全及び健康に十分配慮された請負代金の額、工期等が定められ、これが確実に履行されるよう、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費（建設工事従事者に係る労働者災害補償保険の保険料を含む。）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（一部抜粋）

第 2 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

（1）安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要である。一方、安全衛生経費については、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、関係行政機関等が協力し、その実態を把握するとともに、それを踏まえ、適切かつ明確な積算がなされ下請負人まで確実に支払われるような実効性のある施策を検討し、実施する。加えて、労働安全衛生法は、元請負人及び下請負人に対して、それぞれの立場に応じて労働災害防止対策を講ずることを義務づけていることから、安全衛生経費は、建設業法第 19 条の 3 に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるため、立入検査等を通じ法令遵守の徹底を図る。

第3章 安全衛生経費の確保の明確化の方法と手順

安全衛生経費を確保するために、どのような方法で、どのような手順で実施していくのかについては、一律的に安全衛生経費率を算出する「定率方式」ありますが、本テキストでは元請負人が主導的な役割を持って、いわゆる「積み上げ方式」で取り組むこととしています。工事の受注から終了まで、建設業法や建設業法令遵守ガイドラインに準拠した一連の手順は下図のようになります。

図表 3-1

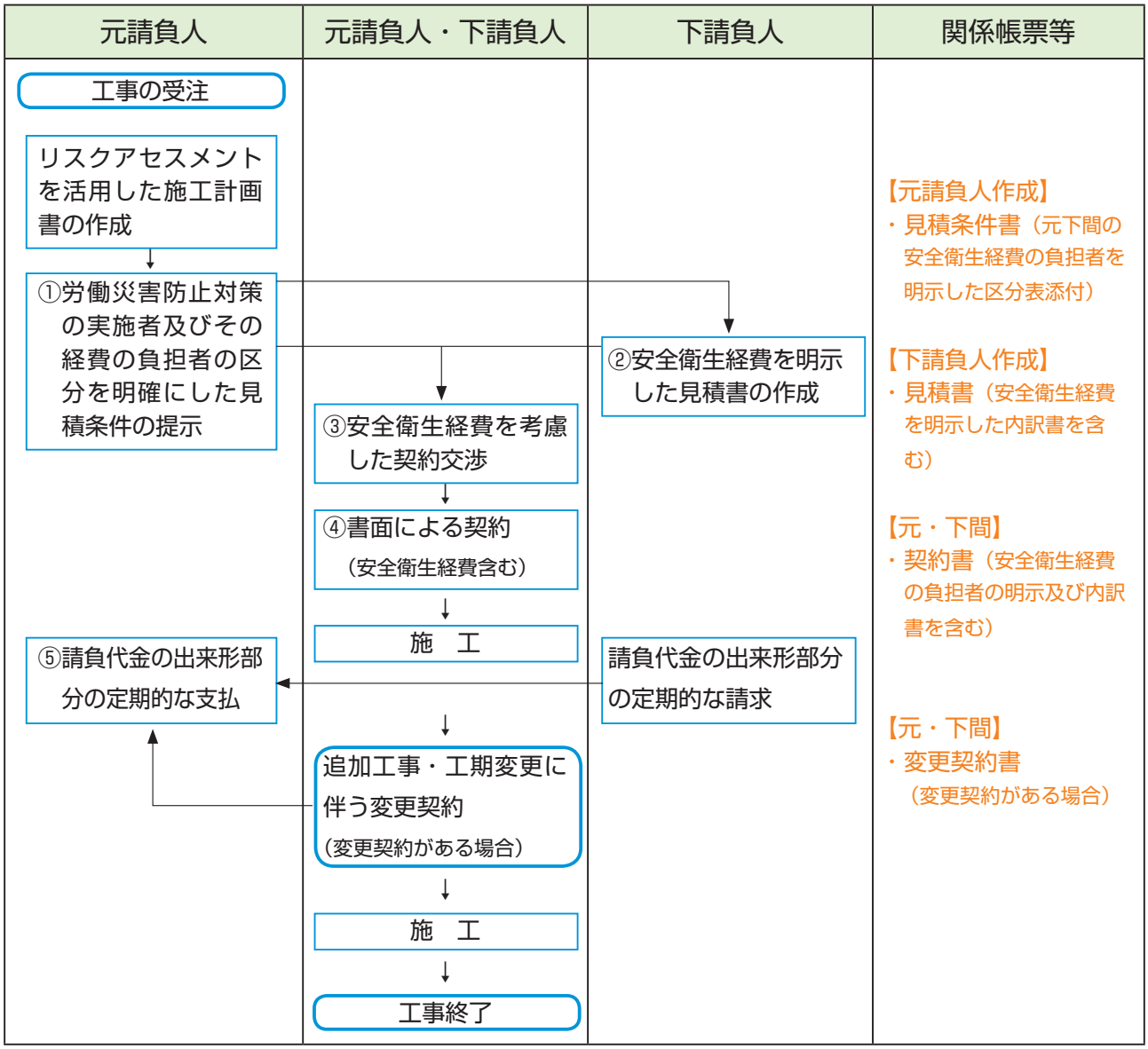

【1】元請負人による見積条件の提示

1. 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、**見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化**し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければならない。

出所：国土交通省土地建設産業局建設業課『建設業法令遵守ガイドラインの改訂について（平成 26 年 10 月）』より

元請負人は、下請負人に示す見積条件に労働災害防止に関する事項を明示する等により、労働災害防止に係る措置の範囲を明確にするとともに、請負契約において労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者を明確にしなければなりません。（「実施者と経費の負担者の区分を明確化すべき労働災害防止対策（区分表）」23 ページ参照）

留意事項

（１）見積条件の提示に当たっては下請契約の具体的内容を提示することが必要

建設業法第 20 条第 3 項により、元請負人が下請負人に対して具体的内容を提示しなければならない事項は、同法第 19 条により請負契約書に記載することが義務付けられている事項（工事内容、工事着手及び工事完成の時期、前金払又は出来形部分に 対する支払の時期及び方法等）のうち、請負代金の額を除くすべての事項となります。 見積りを適正に行うという建設業法第 20 条第 3 項の趣旨に照らすと、例えば、上 記のうち「工事内容」に関し、元請負人が最低限明示すべき事項としては、

① 工事名称
② 施工場所
③ 設計図書（数量等を含む）
④ 下請工事の責任施工範囲
⑤ 下請工事の工程及び下請工事を含む工事の全体工程
⑥ 見積条件及び他工種との関係部位、特殊部分に関する事項
⑦ 施工環境、施工制約に関する事項
⑧ 材料費、労働災害防止対策（安全衛生経費の関する事項）、産業廃棄物処理等に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項

が挙げられ、元請負人は、具体的内容が確定していない事項についてはその旨を明確に示さなければなりません。

施工条件が確定していないなどの正当な理由がないにもかかわらず、元請負人が、下請負人に対して、契約までの間に上記事項等に関し具体的な内容を提示しない場合には、建設業法第２０条第３項に違反することになります。

（2）下請契約の内容は書面で提示すること、さらに作業内容を明確にすることが望ましい

元請負人は「施工条件・範囲リスト」（建設生産システム合理化推進協議会作成）に提示されているように、材料、機器、図面・書類、運搬、足場、養生、片付、安全衛生などの作業内容を明確にしておくことが望まれます。

※「施工条件・範囲リスト」

元請負人と下請負人の工事見積条件の明確化を図るため、次の 16 工種の「標準モデル」を建設生産システム合理化推進協議会が示しています。

機械土工事、建築根切り工事、型枠大工工事、鉄骨工事、鉄筋工事、圧接工事、コンクリート打設工事、外部足場工事、金属製建具・カーテンオール・シャッター・オーバーヘッドドア工事、内装仕上工事、防水工事、硝子工事、塗装工事、左官工事、空調衛生工事、電気設備工事

（3）予定価格の額に応じて一定の見積期間を設けることが必要

建設業法第２０条第３項により、元請負人は以下のとおり下請負人が見積りを行うために必要な一定の期間（建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第６条）を設けなければなりません。

① 工事１件の予定価格が 500 万円に満たない工事については、１日以上

② 工事１件の予定価格が 500 万円以上 5,000 万円に満たない工事については、１０日以上

③ 工事１件の予定価格が 5,000 万円以上の工事については、１５日以上

上記期間は、下請負人に対する契約内容の提示から当該契約の締結までの間に設けなければならない期間ですが、やむを得ない事情があるときは、上記②及び③の期間は、５日以内に限り短縮することができます。なお、上記の見積期間は、下請負人が見積りを行うための最短期間であり、元請負人は下請負人に対し十分な見積期間を設けることが望まれます。

（4）実施者及び経費の負担者の区分を明確にすべき労働災害防止対策に関する留意事項

1. 実施者と経費の負担者の区分を明確化すべき労働災害防止対策は、下請負人が事業者として実施すべき労働災害防止対策のうち、次の項目です。

> ①　下請負人自ら労働災害防止対策を実施し、かつ、当該経費を負担する事項
> ②　元請負人が労働災害防止対策を実施するが、下請負人に経費の負担を求める事項
> ③　元請負人が労働災害防止対策を実施し、下請負人に経費の負担を求めない事項

なお、１つの労働災害防止対策でも、元請負人が墜落防止機材等を提供し、下請負人が墜落防止機材等を設置する場合など実施者や経費の負担者が異なる労働災害防止対策がある場合には、それぞれの事項を提示することが必要です。

また、②の場合には、元請負人は、見積条件の提示の際に、下請負人に負担を求める経費を明示する必要があります。

2. 下図の【例示】は、元下間の実施者やその経費の負担者の区分が不明確になりやすい事項の代表的なケースを例示しているため、工事の内容に応じて、追加・削除・変更等をする必要があります。

明示すべき事項を抽出するに当たっては、「『建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表』の解説並びに作成要領検討結果報告書」（平成 25 年 3 月、建設業労働災害防止協会）が参考になります。

3. 元請負人が、労働災害防止対策に係る実施者及びその経費の負担者の区分の提示をする際は、下請負人から内容について追加・削除・変更等を求められた場合には、対等な立場で交渉を行う必要があります。

図表 3-2　実施者と経費の負担者の区分を明確化すべき労働災害防止対策（区分表）【例示】

	実施者		経費負担者			実施者		経費負担者	
	元請	下請	元請	下請		元請	下請	元請	下請
1. 直接工事費					⑵昇降設備				
⑴移動式クレーン	○		○		①階段	○		○	
⑵足場	○		○		⑶その他				
2. 安全費					①敷鉄板	○		○	
⑴監視連絡等に要する経費					②玉掛用具	○		○	
①無線機（クレーンの合図）	○		○		4. 教育訓練費				
⑵保護具類					①新規入場者教育の資料	○			○
①保護帽		○		○	②新規入場者教育の実施	○		○	
②安全帯		○		○	③新規入場者教育の受講		○		○
③安全靴		○		○	④移動式クレーン運転免許取得者の配置	○		○	
3. 仮設費					⑤玉掛技能講習修了者の配置		○		○
⑴墜落・飛来落下防止措置					⑥安全衛生協議会への参加		○		○
①安全ネット	○		○		5. 上記以外の疾病・衛生対策				
②手すり等（躯体の端）	○		○		①健康診断		○		○
③立入禁止措置材	○		○		②熱中症対策（水筒等）		○		○
④立入禁止措置設置		○		○	6. その他				

出所：国土交通省土地建設産業局建設業課『建設業法令遵守ガイドラインの改訂について（平成 26 年 10 月）』より

【2】下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

2. 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる**労働災害防止対策に要する経費を適正に見積ったうえ、元請負人に提出する見積書に明示**すべきである。

出所：国土交通省土地建設産業局建設業課『建設業法令遵守ガイドラインの改訂について（平成 26 年 10 月）』より

下請負人は、元請負人から提示された労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担の区分をもとに、自ら負担しなければならない安全衛生経費を適正に見積り、元請負人に提出する見積書に明示します。その際、下請負人が負担しなければならない安全衛生経費のうち、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、労働災害防止対策を講ずるためにのみ要する経費については、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。また、重層下請の場合は、重層の下請負人に係る安全衛生経費についても考慮する必要があります。

留意事項

(1) 安全衛生経費を負担する事項

下請負人が明示する労働災害防止対策に要する経費は、下請負人が事業者として実施すべき労働災害防止対策のうち、元請負人が明確化した「① 下請負人自ら労働災害防止対策を実施し、かつ当該経費を負担する事項」（23 ページ参照）です。

(2) 根拠の明確化

契約時における元請負人との交渉において信頼関係が築けるように、下請負人は労働災害防止対策に要する経費を明示する際は、可能な限り、その根拠を明確にすべきです。

(3) 元請負人が下請負人に求める経費

「② 元請負人が労働災害防止対策を実施するが、下請負人に経費の負担を求める事項」（23 ページ参照）がある場合は、元請負人が明示した経費についても、併せて明示すべきです。

【3】契約交渉

3. 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された**「労働災害防止対策に要する経費」が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第 18 条を踏まえ、対等な立場で契約交渉**をしなければならない。

出所：国土交通省土地建設産業局建設業課『建設業法令遵守ガイドラインの改訂について（平成 26 年 10 月）』より

元請負人は、安全衛生経費のうち下請負人が負担する経費（施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、労働災害防止対策を講じるためにのみ要する経費）については、請負契約書に添付する請負代金内訳書等に当該経費を明示する必要があります。（「安全衛生経費の内訳書」28 ページ参照）さらに、元請負人は、重層関係の下請負人に対しても、これについて指導する必要があります。

留意事項

（1）安全衛生経費は、通常必要と認められる原価

労働災害防止対策に要する経費は、建設業法第１９条の３に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものであり、下請負人の見積書に、適正な労働災害防止対策に要する経費が明示されているにも関わらず、当該経費を一方的に削減したり、当該経費相当額を含めない金額で請負契約を締結し、「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第１９条の３の不当に低い請負代金の禁止に違反する恐れがあります。

（2）安全衛生経費の負担者を明示する例

下請負人は元請負人から提示された見積り条件をもとに、自らが負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費を適正に見積ったうえ、元請負人に提出する見積書に明示します。元請負人と下請負人は労働災害防止対策の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された「労働災害防止対策経費」が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第１８条を踏まえ、対等な立場で契約交渉を行います。なお、請負契約書・請負代金内訳書等において労働災害防止対策の実施者及び安全衛生経費の負担者等を明示する例には、次のようなものがあります。

① 請負契約において実施者及び経費の負担者を明示する労働災害防止対策

- 労働者の墜落防止のための防網の設置
- 物体の飛来・落下による災害を防止するための防網の設置
- 安全帯の取付け設備の設置
- 車両系建設機械を用いて作業を行う場合の接触防止のための誘導員の配置
- 関係請負人の店社に配置された安全衛生推進者等が実施する作業場所の巡視等
- 元方事業者が主催する安全大会等への参加
- 安全のための講習会等への参加

② 請負代金内訳書に明示する経費

- 関係請負人に車両系建設機械との接触防止のための誘導員を配置させる場合の費用
- 関係請負人の店社に配置された安全衛生推進者等が作業場所の巡視等の現場管理を実施するための費用
- 元方事業者が主催する安全大会等に関係請負人が労働者を参加させるための費用
- 元方事業者が開催する関係請負人の労働者等の安全のための講習会等に関係請負人が労働者を参加させる場合の講習会参加費等の費用

【4】契約書面における明確化

4. 契約書面における明確化

元請負人と下請負人は、契約締結の書面化に際して、**契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化**するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費は、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、**契約書面の内訳書などに明示する**ことが必要である。

出所：国土交通省土地建設産業局建設業課『建設業法令遵守ガイドラインの改訂について（平成 26 年 10 月）』より

建設業法第 18 条では、建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならないと規定しています。建設工事の下請契約の締結に当たっては、同条の趣旨を踏まえ、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結することが基本となります。契約書には、安全衛生経費に係る明示書を添付する必要があります。

留意事項

（１）契約は下請工事の着工前に書面により行うことが必要

建設工事の請負契約の当事者である元請負人と下請負人は、対等な立場で契約すべきであり、建設業法第 19 条第 1 項により定められた 14 の事項を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。

契約書面の交付については、災害時等でやむを得ない場合を除き、原則として下請工事の着工前に行わなければなりません。

建設業法第 19 条第 1 項において、建設工事の請負契約の当事者に、契約の締結に際して契約内容を書面に記載し相互に交付すべきことを求めているのは、請負契約の明確性及び正確性を担保し、紛争の発生を防止するためです。また、あらかじめ契約内容を書面により明確にしておくことは、いわゆる請負契約の「片務性」の改善に資することともなり、極めて重要な意義があります。

（２）契約書面には建設業法で定める一定の事項を記載することが必要

契約書面に記載しなければならない事項は、以下の①～⑭の事項です。特に「①　工事内容」については、下請負人の責任施工範囲、施工条件等が具体的に記載されている必要があるので、〇〇工事一式といった曖昧な記載はさけるべきです。

① 工事内容
② 請負代金の額
③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
④ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払いの定めをするときは、その支払いの時期及び方法
⑤ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
⑥ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
⑦ 価格等（物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）第２条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

⑧　工事の施工により第３者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
⑨　注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
⑩　注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引き渡しの時期
⑪　工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
⑫　工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当事者の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
⑬　各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
⑭　契約に関する紛争の解決方法

（3）建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約が基本

建設業法第 18 条では、建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならないと規定しています。建設工事の下請契約の締結に当たっては、同条の趣旨を踏まえ、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結することが基本となります。

（4）追加工事・工期変更等に伴う追加・変更契約（建設業法第 19 条第２項、第 19 条の３）

請負契約の当事者である元請負人と下請負人は、追加工事・工期変更等の発生により請負契約の内容で当初の請負契約書に掲げる事項を変更するときは、建設業法第 19 条第 2 項により、当初契約を締結した際と同様に追加工事・工期変更等の着工前にその変更内容を書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければなりません。これは、当初契約書において契約内容を明定しても、その後の変更契約が口約束で行われれば、当該変更契約の明確性及び正確性が担保されず、紛争を防止する観点からも望ましくないためであり、災害発生等でやむを得ない場合を除き、原則として追加工事・工期変更等の着工前に変更契約を行うことが必要です。

（5）追加工事の内容が直ちに確定できない場合の対応

工事状況により追加工事等の全体数量等の内容がその着工前の時点では確定できない等の理由により、追加工事の依頼に際して、その都度追加・変更契約を締結することが不合理な場合は、元請負人は、以下の事項を記載した書面を追加工事等の着工前に下請負人と取り交わすこととし、契約変更等の手続きについては、追加工事の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行います。

①　下請負人に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容
②　当該追加工事等が変更契約の対象となること及び契約変更等を行う時期
③　追加工事等に係る契約単価の額

図表 3-3　内訳書【例示】

	実施者		経費負担者		経費積算					
	元請	下請	元請	下請	規格等	単位	単価	数量	金額	摘要
2. 安全費										
（2）保護具類										
①保護帽		○		○	円／個 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円／○日 （年間稼働日数×耐久年数）
②安全帯		○		○	円／個 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円／○日 （年間稼働日数×耐久年数）
③安全靴		○		○	円／足 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円／○日 （年間稼働日数×耐久年数）
3. 仮設費										
（1）墜落・飛来落下防止措置										
④立入禁止措置設置		○		○	直接工事費で計上					作業員労務費に含む
4. 教育訓練費										
③新規入場者教育の受講		○		○	平均日当○円	人	○円	○人	○円	平均日当○円／８時間 （1 時間教育）
⑤玉掛技能講習修了者の配置		○		○	受講費	人	○円	○人	○円	
⑥安全衛生協議会への参加		○		○	日当○円、○回	回	○円	○回	○円	日当○円／８時間 （1 回 1 時間）

出所：国土交通省土地建設産業局建設業課『建設業法令遵守ガイドラインの改訂について（平成 26 年 10 月）』より

【5】請負代金の支払時における適切な対応

5. 請負代金の支払時における適切な対応

請負代金の支払いに際して、あらかじめ見積条件や契約書面に、**下請負人の負担であることを明示していないにも関わらず、元請負人が、下請負人と合意することなく、一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の費用を差し引くことがない**ようにする必要がある。

出所：国土交通省土地建設産業局建設業課『建設業法令遵守ガイドラインの改訂について（平成 26 年 10 月）』より

赤伝処理を行う場合には、注意が必要です。赤伝処理とは「すでに処理済の伝票を取消すために発行される伝票処理」のことであり、元請負人が赤伝処理をするときは次のことに注意することが必要です。

① 赤伝処理を行う場合は、元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要
② 赤伝処理を行う場合は、その内容を見積条件・契約書面に明示することが必要
③ 適正な手続に基づかない赤伝処理は、建設業法に違反するおそれがあること
④ 赤伝処理は下請負人との合意のもとで行い、差額についても下請負人の過剰負担となることがないよう十分に配慮することが必要

留意事項

（１）赤伝処理を行う場合は、元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要

赤伝処理とは、元請負人が

① 一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の費用
② 下請代金の支払いに関して発生する諸費用（下請代金の振り込み手数料等）
③ 下請工事の施工に伴い、副次的に発生する建設廃棄物の処理費用
④ 上記以外の諸費用（駐車場代、弁当ごみ等のごみ処理費用、安全協力会費等）

を下請代金の支払時に差引く（相殺する）行為です。

赤伝処理を行うこと自体が直ちに建設業法上の問題となることはありませんが、赤伝処理を行うためには、その内容や差引く根拠等について元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要であることに、元請負人は留意しなければなりません。

（２）赤伝処理を行う場合は、その内容を見積条件・契約書面に明示することが必要

下請代金の支払いに関して発生する諸費用、元請負人が一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の労働災害防止対策に要する費用及び下請工事の施工に伴い副次的に発生する建設廃棄物の処理費用について赤伝処理を行う場合には、元請負人は、その内容や差引額の算定根拠等について見積条件や契約書面に明示する必要があり、当該事項を契約書面に記載しなかった場合については建設業法第 20 条第 3 項に、当該事項を契約書面に記載しなかった場合については同法第 19 条に違反します。

【6】重層下請への対応

前述の「建設工事における安全経費の確保に係る実態調査」（16 ページ参照）によると、元請負人が二次下請負人以下に安全衛生経費の費用負担を明確化するよう指示しているかについては、「指示していないことが多い」「全く指示していない」の合計は 76％となっており、重層下請については必ずしも安全衛生経費の認識が広まっているとは言えない状況にあります。

安全衛生経費の確保のためには、労働災害防止対策の実施者と経費の負担者を明確にする必要があり、一次下請等の関係請負人がさらに工事の一部を他の事業者に請け負わせる場合も、同様の対応が必要です。この場合、元請負人が作成した実施者と負担者の区分表を利用するなどにより、元請負人が行った明確化の内容が、労働者を使用する事業者となる下請負人に確実に伝えられる必要があります。

なお、元請負人とは、「請負契約において、仕事の完成のために下請負人を用いる者」であり、一次下請・二次下請間においても一次下請は元請負人になることがあります。

図表 3-4

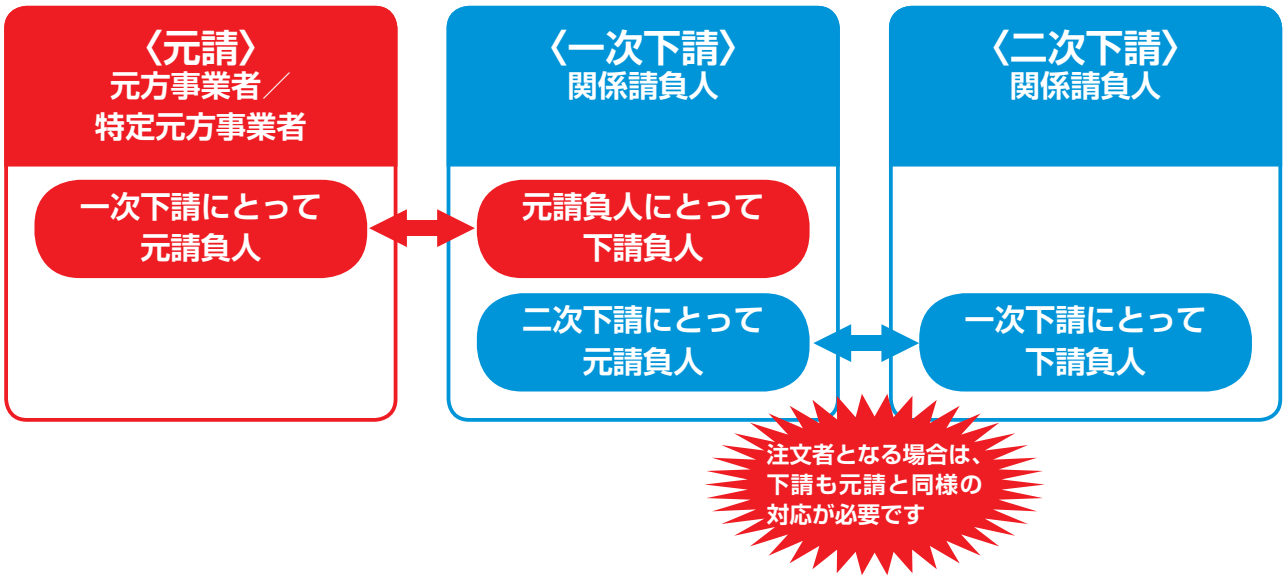

出所：厚生労働省・国土交通省「安全な建設工事のために適切な安全衛生経費の確保が必要です」より

第4章 安全衛生経費の明確化の手順の具体例

【1】安全衛生経費の確保の明確化フロー（鉄筋運搬揚重作業の例）

鉄筋組立作業のなかの一つである、「鉄筋運搬揚重作業」を例にとり、実際に元請負人、下請負人が安全衛生経費に関し実施する項目を、帳票類を中心に労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化の手順を以下のとおり示します。

1. 元請負人による見積り条件の提示

元請負人は、見積り条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確にした見積条件を区分表により提示します。

① 建設作業前確認表（32 ページ参照）
② 安全衛生経費の工種費目総括表（34 ページ参照）
③ 鉄筋運搬揚重作業における安全衛生対策経費総括表（36 ページ参照）
④ 鉄筋運搬揚重作業安全衛生経費費目イラスト（37 ページ参照）
⑤ 鉄筋運搬揚重作業に係る安全衛生経費の区分表（38 ページ参照）

2. 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人により提示された区分表等をもとに安全衛生経費を明示した見積書を作成します。

⑥ 鉄筋運搬揚重作業に係る安全衛生経費の明細書（39 ページ参照）

3. 契約交渉

元請負人及び下請負人は、対等な立場で安全衛生経費にについて区分表、見積書をもとに協議します。

4. 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、安全衛生経費について、必ず書面により契約書を取り交わします。（28 ページ図表 3-3 参照）

5. 請負代金の支払い時における適切な対応

元請負人は、追加工事・工期変更に伴う変更契約分を含め下請負人に適切に支払います。

【2】安全衛生経費の確保に係る帳票類

1. 建設作業前確認表（鉄筋組立・運搬・揚重作業の例）〔元請負人〕

作業名	鉄筋組立て作業
単位作業	鉄筋運搬、独立基礎、地下部の基礎、スラブ、柱、壁、梁の組立て
使用機械・設備	移動式クレーン（吊り上げ荷重 5t 以上）、運搬車輌 鉄筋切断機、鉄筋曲機、仮設電源、可搬式切断機 外部足場、圧接器具、溶接器具 ローリングタワー、昇降設備、可搬式作業台
使用工具	玉掛ワイヤー、シャックル、ワイヤモッコ、介錯ロープ、作業台 サンダー、吊り治具
使用資材	鉄筋、スペーサーブロック、結束線、機械式継手 防火シート、足場板、固定ゴムバンド、養生キャップ 親綱支柱、親綱、カラーコーン、コーンバー、バリケード、安全看板
安全装具	保護帽、安全帯、安全靴、保護メガネ、保護手袋
作業に必要な資格及び教育訓練	●免　　許：ガス溶接作業主任者免許 移動式クレーン運転士免許（5t 以上） ●技能講習：小型移動式クレーン運転技能講習 玉掛技能講習、ガス溶接作業技能講習 ●特別教育：アーク溶接特別教育 自由研削砥石（グラインダ）特別教育 ●その他の教育：送出し教育、新規入場者教育、職長教育、 建設作業従事者教育（半日教育、６時間教育） ●その他：合図者、監視人
打合・確認事項	安全指示書 作業手順書 リスク低減措置計画書 施工前元請打合せ記録 ＫＹ記録
作業要点イラスト	鉄筋運搬揚重作業（37 ページ参照）

出所：建設業労働災害防止協会『「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説並びに作成要領検討結果報告書」－平成 25 年 3 月―』より（一部改編）

安全衛生経費を明らかにする単位作業において作業が安全に実施されるための前提条件を整理した表です。表の内容は以下の項目で構成されています。

①作業名

安全衛生経費を明らかにする単位作業の名称を示す。

②単位作業

単位作業の具体的内容及び作業の範囲を示す。

③使用機械・設備

作業において使用する移動式クレーン、重機等の機械及び設備を示す。

④使用工具

作業において使用する機械・設備以外の道具及び工具等を示す。

⑤使用資材

作業において使用する材料及び資材等を示す。

⑥安全装具

作業員の身体を防護するために必要な保護具類を示す。

⑦作業に必要な資格及び教育訓練

作業を安全に実施するために必要な、法令で定められた資格及びその資格取得のための教育訓練と作業員に対する安全衛生教育等を示す。

⑧打合せ・確認事項

作業を安全に実施するために、元請・下請負人間及び作業員間で打合せ又は確認すべき事項を取りまとめた書類等を示す。元請負人において作成するものだけではなく下請負人において作成するものも含む。

⑨作業要点イラスト（37 ページ参照）

リストの対象となる作業の具体的な実施状況をイラストで表し、経費として必要とされる根拠を示しました。なお、記載例で引用しているイラスト図は、建設業労働災害防止協会編「建設作業における危険有害要因特定標準モデル」で示しているイラスト図を準用しました。

2. 安全衛生経費の工種費目総括表〔元請負人〕

鉄筋組立作業にかかる安全衛生経費の費目総括表（白抜きは運搬揚重作業に関する項目）

	経費の費目		適用 ○	負担 元請	区分 専門
安全費（共通仮設費）	1	調査費用			
		① 埋設物調査試掘他			
	2	交通規制に要する費用			
		① ガードマン	○	○	
		② 規制車			
		③ クッションドラム			
		④ カラーコーン	○	○	
		⑤ バリケード	○	○	
		⑥ 工事中表示板（内照式）			
		⑦ 回転灯			
		⑧ 規制表示看板			
		⑨ お願い看板			
	3	監視連絡等に要する費用			
		① 列車見張員等有資格者			
		② 誘導員	○	○	
		③ 監視員	○	○	
		④ 作業指揮者			
		⑤ 連絡員（潜水）等の配置			
		⑥ 構内電話			
		⑦ 無線機 （クレーン合図）	○	○	
		⑧ 作業主任者の配置			
		⑨ 安全衛生推進者の配置	○		○
	4	安全意識、注意喚起に要する費用			
		① 各種注意看板標識 （立入禁止・開口部分）	○	○	
		② 安全掲示板	○	○	
		③ 安全旗・衛生旗	○	○	
		④ 安全衛生ワッペン・腕章	○	○	
		⑤ ポスター	○	○	
		⑥ のぼり・垂れ幕	○	○	
	5	保護具類			
		① ヘルメット	○		○
		② 保護めがね	○		○
		③ 防じんﾏｽｸ			
		④ 耳栓			
		⑤ 安全帯	○		○
		⑥ 防振手袋			
		⑦ 手袋（軍手・皮手・ゴム手）	○		○
		⑧ 安全靴	○		○
		⑨ 防護服			
		⑩ 救命胴衣			
	6	その他			
		① 血圧測定器	○	○	
		② 職長保護帽	○	○	
		③ 玉掛け用ヘルバンド	○	○	
		④ ＫＹﾎﾞｰﾄﾞ	○	○	
		⑤ 職長会ﾎﾞｰﾄﾞ	○	○	
		⑥ ラジオ体操 CD	○	○	
		⑦ 吹流し	○	○	
仮設費（共通仮設費）	1	墜落飛来落下災害防止設備			
		① 手摺	○	○	
		② 開口部養生	○	○	
		③ 幅木	○	○	
		④ 落下防護ネット	○	○	
		⑤ 小幅ネット	○	○	
		⑥ 安全ブロック	○	○	
		⑦ 親綱・親綱支柱	○	○	
		⑧ 建築工事用エレベーター部踊り場ゲート	○	○	
		⑨ 各所点検通路（支保工上他）			
		⑩ 安全通路	○	○	
		⑪ 揚重用吊具（ワイヤ・クランプ他）	○		○
	2	作業床に関する設備			
		① ローリングタワー	○	○	
		② 可搬式作業台	○	○	
		③ 高所作業車			
		④ 脚立・立馬・作業台			
		⑤ 足場板・結束バンド	○	○	
	3	公衆災害に要する費用			
		① 仮囲い（万能板・フラットパネル・シートゲート他）	○	○	
		② 建築工事落下防護（朝顔）			
		③ 防音シート			
		④ 防音パネル			
		⑤ 足場出入り口のゲート	○	○	
	4	警報設備			
		① 土石流・洪水等の警報システム			
		② 異常温度の自動警報装置（潜函）			
		③ ベル			
		④ サイレン等警報装置（ずい道）			

	経費の費目		適用 ○	負担 元請	区分 専門
仮設費（共通仮設費）		⑤ 風力計			
		⑥ 雨量計			
		⑦ 車両系建築機械のパックセンサー等			
		⑨ 傾斜計			
		⑧ 沈下計			
	5	避難用設備			
		① 避難誘導灯			
		② 発破時の避難所			
		③ 避難用器具（空気呼吸器・携帯用照明・避難はしご・ロープ等）			
	6	作業環境			
		① 換気設備	○	○	
		② 空気清浄設備（潜函）			
		③ ガス抜き等の措置（ずい道）			
		④ 各種環境測定器（酸素濃度他）	○	○	
		⑤ 排気管			
		⑥ 圧力計（高圧室内）			
		⑦ 照明器具・電気設備	○	○	
		⑧ 熱中症対策設備	○	○	
		⑨ 給排水設備	○	○	
		⑩ 休憩室・仮設設備	○	○	
		⑪ 快適職場設備等	○	○	
		⑫ クレーン作業範囲規制装置	○	○	
	7	昇降設備			
		① 坑内はしご道で巻き上げ装置との隔壁			
		② 階段	○	○	
		③ はしご道			
	8	火災防止			
		① 消火器	○	○	
		② 防炎シート	○	○	
	9	倉庫、材料保管等に関する費用			
		① 火薬庫など			
	10	その他			
		① 重機移動用敷き鉄板	○	○	
		② 鉄筋養生キャップ	○	○	
		③ 各種治具	○		○
		④ 単管、クランプ防護カバー	○	○	
		⑤ 仮設材運搬費	○	○	
教育訓練費（現場管理費）	1	新規入場者教育、送り出し教育	○	○	○
	2	移動式クレーン運転免許・小型移動式クレーン運転技能講習	○		○
	3	玉掛技能講習	○		○
	4	高所作業車運転技能講習			
	5	その他の車両系建設機械運転技能講習			
	6	足場の組立等作業主任者技能講習			
	7	型枠支保工の組立等作業主任者技能講習			
	8	アーク溶接特別教育	○		○
	9	建設作業従事者教育（半日教育・6時間教育）	○	○	
	10	職長教育	○		○
	11	石綿作業主任者技能講習、石綿取り扱い作業従事者特別教育			
	12	ずい道救護・避難・消火訓練			
	13	リスクアセスメント教育	○		○
	14	安全衛生協議会、職長会費用	○		○
	15	安全標語・ポスター募集費			
	16	安全表彰・安全祈願祭費用	○	○	
	17	ガス溶接作業主任者免許・ガス溶接作業技能講習	○		○
	18	自由研削砥石（グラインダ）特別教育	○		○
疾病・衛生対策費	1	熱中症対策にかかる安全経費	○		○
	2	粉じん、石綿等の障害対策			
	3	酸欠、一酸化炭素中毒等の予防対策			
	4	有機溶剤等による疾病			
	5	その他の疾病・衛生対策			
		① 分煙対策経費	○	○	
	6	健康診断（一般・特殊健診）	○		○
その他（当該工事に特化した安全対策又はハイレベルな対策）					

※元請・下請負人（専門工事業者）の負担区分は契約に基づき明確にすること

出所：建設業労働災害防止協会『「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説並びに作成要領検討結果報告書』－平成 25 年 3 月―』より（一部改編）

費目総括表は費目の目的ごとに整理して記載しました。対象とする作業において必要とされる費目に対し、○印を付して記載しています。費目総括表において、必要とされる各費目が、元請負人又は下請負人のいずれの負担となるかについては、元請負人と下請負人の契約時点で双方の協議に基づき決定されたものを負担区分欄に表示します。

表の内容は、以下の項目で構成されています。なお、直接工事費に含まれる費目については、総括表に記載していなく、また白抜きは鉄筋運搬揚重作業に関する項目です。

① 安全費（共通仮設費）

共通仮設費の安全費として分類される費目で、以下の項目で整理しました。

1．調査費用
2．交通規制に要する費用
3．監視連絡等に要する費用
4．安全意識、注意喚起に要する費用
5．保護具類

②仮設費（共通仮設費）

共通仮設費の仮設費として分類される費目で、以下の項目で整理しました。

1．墜落飛来落下災害防止設備
2．作業床に関する設備
3．公衆災害防止に要する費用
4．警報設備
5．避難用設備
6．作業環境
7．昇降設備
8．火災防止
9．倉庫、材料保管等に関する費用
10．その他

③ 教育訓練費（現場管理費）

安全衛生経費区分表の現場管理費に記載された費目で、法令で定められた資格取得のための教育訓練、作業員に対する安全衛生教育及び安全衛生協議会や職長会等の災害防止のための会議体の開催等を記載しました。

④疾病・衛生対策費

作業に係わらず必要とされる健康診断費用、季節的特性から引き起こされる健康障害や作業の性質上想定される職業性疾病及び一般的な疾病・衛生対策等を整理しました。

⑤その他（当該工事に特化した安全対策又はハイレベルな対策）

工事特有の特性から実施する必要のある特別な安全対策又は通常よりも高度な対策を実施する必要がある場合が想定されます。例えば、第三者災害防止のために特別に大規模な対策を実施する必要がある場合や、危険物に近接して工事を施工する必要があり特別な対策を行う必要がある場合などであります。このような場合は、通常の安全対策では十分にリスクを低減することが困難であり、工事に特化した安全対策又は通常よりも高度な対策を実施する必要があります。これを想定して、本項目を設けました。

3. 鉄筋運搬揚重作業における安全衛生対策経費総括表〔元請負人〕

費用区分	主な内容	細目
直接工事費	使用設備・機械	移動式クレーン、運搬車輌
	使用設備・機器	
	使用資材	

※工事目的物の施工に直接必要な安全設備（例：足場関係、型枠支保工等）は除く。

間接工事費	共通仮設費	安全費	交通規制（第三者災害防止を含む）	バリケード、安全標識（立入禁止、工事看板等）、安全通路
			監視連絡	誘導員、監視員、合図者の配置
			安全意識・注意喚起に要する費用	注意看板、安全看板
			保護具類	ヘルメット、皮手袋、安全靴、反射チョッキ、安全帯
		仮設費	墜落・飛来落下崩壊等防止	落下防護ネット、小幅ネット、手摺、幅木、親綱、立入禁止柵（他工事併用）、玉掛用具（ワイヤー、ベルトスリング、シャックル）、介錯ロープ、敷材、番線
			作業床設備	
			公衆災害防止	
			警報・避難設備	
			作業環境	
			昇降設備	階段
			火災防止	
			その他	重機移動用敷鉄板
	現場管理費		安全教育訓練	移動式クレーン運転免許、玉掛技能講習、玉掛特別教育、新規入場者教育等、送り出し教育、職長・安責者教育、安全協議会、安全大会
			疾病・衛生対策費	健康診断（一般・特殊健診）
一般管理費			現場支援・指導	本・支店安全パトロール、教育支援等

作業に必要な主な資格	●移動式クレーン運転士 ●玉掛技能講習修了者
打合わせ事項・確認事項	●安全指示書 ●施工前元請打合せ記録 ●作業手順書 ●リスク低減措置計画書

鉄筋運搬揚重作業に関する費目の総括表です。

4. 鉄筋運搬揚重作業安全衛生経費費目イラスト〔元請負人〕

費目リストの対象となる作業の具体的な実施状況をイラストで表し経費として必要とされる根拠を示しました。

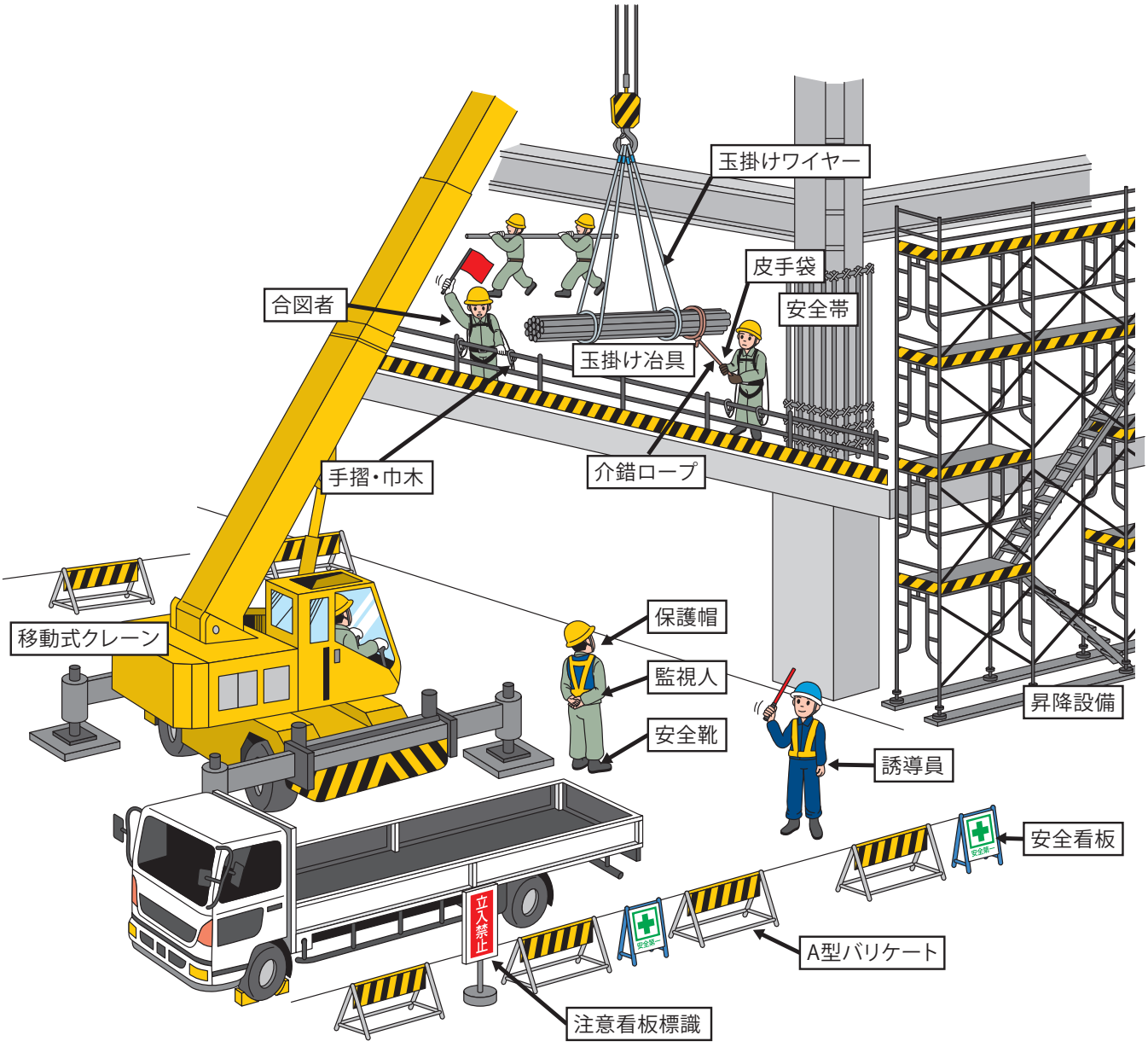

出所：建設業労働災害防止協会『「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説並びに作成要領検討結果報告書」－平成 25 年 3 月－』より（一部改編）

5. 鉄筋運搬揚重作業に係る安全衛生経費の区分表〔元請負人・下請負人〕

鉄筋運搬揚重作業にかかる安全衛生経費の区分表

	経費の費目	適用 ○	負担区分 元請	負担区分 専門		経費の費目	適用 ○	負担区分 元請	負担区分 専門
安全費	2. 交通規制に要する費用				仮設費	⑤小幅ネット	○	○	
	⑤バリケード	○	○			⑦親綱・親綱支柱	○	○	
						⑩安全通路	○	○	
	3. 監視連絡等に要する費用					⑪揚重用吊具（ワイヤー、クランプ他）	○		○
	②誘導員	○	○			7. 昇降設備	○	○	
	③監視員	○	○			②階段			
	合図者	○		○					
						10. その他			
	4. 安全意識、注意喚起に要する費用					①重機移動用敷き鉄板	○	○	
	①各種注意看板標識（立入禁止・開口部分）	○	○						
					教育訓練費	1. 新規入場者教育、送り出し教育	○	○	○
	5. 保護具類					3. 玉掛技能講習	○		○
	①ヘルメット	○		○		10. 職長教育	○		○
	⑤安全帯	○		○		14. 安全衛生協議会・職長会費用	○		○
	⑦手袋（軍手・皮手・ゴム手）	○		○					
	⑧安全靴	○		○	疾病・衛生対策費	6. 健康診断（一般・特殊健診）	○		○
仮設費	1. 墜落飛来落下災害防止設備								
	①手摺	○	○						
	②開口部養生	○	○						
	③幅木	○	○						
	④落下防護ネット	○	○						

※元請・下請負人（専門工事業者）の負担区分は契約に基づき明確にすること
※番号は安全衛生経費の工種費目総括表（元請負人）（34 ページ参照）に連動しています。

元請負人と下請負人の協議に基づいて、それぞれの負担項目を区分した表です。

6. 鉄筋運搬揚重作業に係る安全衛生経費の明細書〔下請負人〕

平成　　年　　月　　日

工事件名：〇〇ビル新築工事

元請会社：●●建設株式会社　　工期：平成　年　月　日～平成　年　月　日

下請会社：㈱△△工務店

作業員数	7 人／日
施工日数	30 日
工期比率	30 日／ 730 日 =0.04
労務比率	210 人／ 12.000 人 =0.01

安全衛生経費内訳書	実施者		経費負担者		経費積算					
	元請	下請	元請	下請	規格等	単位	単価	数量	金額	摘要
2. 安全費										
3 合図者		○		○		人	16,000	30	480,000	
5 保護具類										
ヘルメット		○		○	2,400 円 / 個 耐久年数 2 年	人	120	7	840	2,400 円×30日÷(300日×2 年)
安全帯		○		○	30,000 円 / 個 耐久年数 2 年	人	1,500	7	10,500	30,000円×30日÷(300日×2年)
皮手袋		○		○	500 円 / 枚 耐久年数 0.5 年	人	100	6	600	500 円×30日÷(300日×0.5 年)
安全靴		○		○	6,500 円 / 足 耐久年数 2 年	人	325	7	2,275	6,500 円×30日÷(300日×2 年)
3. 仮設費										
1 墜落飛来落下災害防止設備										
揚重用吊具		○		○	φ 16 mm L = 4 m	本	4,500	4	18,000	
4. 教育訓練費										
1 新規入場者教育		○		○	全工期費用 300,000 円	式	300,000	1	3,000	労務比率 0.01
送り出し教育		○		○		人	300	7	2,100	
3 玉掛技能講習		○		○	2.5 日	人	18,000	2	36,000	
10 職長教育		○		○	2 日	人	16,000	1	16,000	
14 安全衛生協議会		○		○		人	2,250	2	4,500	賃金 18,000 円 / 人÷ 8 時間
職長会費用		○		○		人	2,250	1	2,250	賃金 18,000 円 / 人÷ 8 時間
5. 疾病・衛生対策費										
2 健康診断費用		○		○	7 人	人	600	7	4,200	6,000 円 / 人÷ 300 日× 30 日

下請負人が作成し元請負人に提出する明細書です。安全衛生経費表の区分表に基づいて、当該作業に要する安全衛生経費を経費の費目ごとに算出します。

積算明細表の内容は、以下の項目で構成しています。

① 安全衛生経費内訳書（安全衛生経費の工種費目総括表に準拠）

② 実施者（安全衛生対策経費の区分表に準拠）

③ 経費負担者（安全衛生対策経費の区分表に準拠）

④ 経費積算

当該作業に要する安全衛生経費を経費の費目ごとに、その算出根拠を明示する（規格・仕様単位、単価、数量、金額、摘要等）。

※各作業共通安全衛生経費算定等条件

摘要欄に各作業共通の安全衛生経費の算出・算定に用いる根拠・基準（労務比率、作業日数比率等）を明示する。

資料

労働安全衛生法（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）と相まつて、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 労働災害 労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。

二 労働者 労働基準法第九条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

三 事業者 事業を行う者で、労働者を使用するものをいう。

三の二 化学物質 元素及び化合物をいう。

四 作業環境測定 作業環境の実態をは握するため空気環境その他の作業環境について行うデザイン、サンプリング及び分析（解析を含む。）をいう。

（事業者等の責務）

第三条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。

2 機械、器具その他の設備を設計し、製造し、若しくは輸入する者、原材料を製造し、若しくは輸入する者又は建設物を建設し、若しくは設計する者は、これらの物の設計、製造、輸入又は建設に際して、これらの物が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するように努めなければならない。

3 建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

第四条 労働者は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。

（統括安全衛生責任者）

第十五条 事業者で、一の場所において行う事業の仕事の一部を請負人に請け負わせているもの（当該事業の仕事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうちの最も先次の請負契約における注文者とする。以下「元方事業者」という。）のうち、建設業その他政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行う者（以下「特定元方事業者」という。）は、その労働者及びその請負人（元方事業者の当該事業の仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。以下「関係請負人」という。）の労働者が当該場所において作業を行うときは、これらの労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、第三十条第一項各号の事項を統括管理させなければならない。ただし、これらの労働者の数が政令で定める数未満であるときは、この限りでない。

2 統括安全衛生責任者は、当該場所においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

3 第三十条第四項の場合において、同項のすべての労働者の数が政令で定める数以上であるときは、当該指名された事業者は、これらの労働者に関し、これらの労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、統括安全衛生責任者を選任し、その者に元方安全衛生管理者の指揮をさせるとともに、同条第一項各号の事項を統括管理させなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、第一項の規定は、適用しない。

4 第一項又は前項に定めるもののほか、第二十五条の二第一項に規定する仕事が数次の請負契約によつて行われる場合においては、第一項又は前項の規定により統括安全衛生責任者を選任した事業者は、統括安全衛生責任者に第三十条の三第五項において準用する第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理する者の指揮をさせるとともに、同条第一項各号の措置を統括管理させなければならない。

5 第十条第三項の規定は、統括安全衛生責任者の業務の執行について準用する。この場合において、同項中「事業者」とあるのは、「当該統括安全衛生責任者を選任した事業者」と読み替えるものとする。

（事業者の講ずべき措置等）

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険

三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊す

るおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第二十二条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害

二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害

三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害

四 排気、排液又は残さい物による健康障害

第二十三条 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

第二十四条 事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第二十五条 事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。

第二十五条の二 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。

一 労働者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。

二 労働者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、労働者の救護に関し必要な事項を行うこと。

2 前項に規定する事業者は、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の措置のうち技術的事項を管理する者を選任し、その者に当該技術的事項を管理させなければならない。

第二十六条 労働者は、事業者が第二十条から第二十五条まで及び前条第一項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない

（事業者の行うべき調査等）

第二十八条の二 事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等（第五十七条第一項の政令で定める物及び第五十七条の二第一項に規定する通知対象物による危険性又は有害性等を除く。）を調査し、その結果に基づいて、この法律又はこれに基づく命令の規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。ただし、当該調査のうち、化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で労働者の危険又は健康障害を生ずるおそれのあるものに係るもの以外のものについては、製造業その他厚生労働省令で定める業種に属する事業者に限る。

2 厚生労働大臣は、前条第一項及び第三項に定めるもののほか、前項の措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができる。

（元方事業者の講ずべき措置等）

第二十九条 元方事業者は、関係請負人及び関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないよう必要な指導を行なわなければならない。

2 元方事業者は、関係請負人又は関係請負人の労働者が、当該仕事に関し、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行なわなければならない。

3 前項の指示を受けた関係請負人又はその労働者は、当該指示に従わなければならない。

第二十九条の二 建設業に属する事業の元方事業者は、土砂等が崩壊するおそれのある場所、機械等が転倒するおそれのある場所その他の厚生労働省令で定める場所において関係請負人の労働者が当該事業の仕事の作業を行うときは、当該関係請負人が講ずべき当該場所に係る危険を防止するための措置が適正に講ぜられるように、技術上の指導その他の必要な措置を講じなければならない。

（特定元方事業者等の講ずべき措置）

第三十条 特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、次の事項に関する必要な措置を講じなければならない。

一 協議組織の設置及び運営を行うこと。

二 作業間の連絡及び調整を行うこと。

三 作業場所を巡視すること。

四 関係請負人が行う労働者の安全又は衛生のための教育に対する指導及び援助を行うこと。

五 仕事を行う場所が仕事ごとに異なることを常態とする業種で、厚生労働省令で定めるものに属する事業を行う特定元方事業者にあつては、仕事の工程に関する計画及び作業場所における機械、設備等の配置に関する計画を作成するとともに、当該機械、設備等を使用する作業に関し関係請負人がこの法律又はこれに基づく命令の規定に基づき講ずべき措置についての指導を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、当該労働災害を防止するため必要な事項

2 特定事業の仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。以下同じ。）で、特定元方事業者以外のものは、一の場所において行なわれる特定事業の仕事を二以上の請負人に請け負わせている場合において、当該場所において当該仕事に係る二以上の請負人の労働者が作業を行なうときは、厚生労働省令で定めるところにより、請負人で当該仕事を自ら行なう事業者であるもののうちから、前項に規定する措置を講ずべき者として一人を指名しなければならない。一の場所において行なわれる特定事業の仕事の全部を請け負つた者で、特

定元方事業者以外のもののうち、当該仕事を二以上の請負人に請け負わせている者についても、同様とする。

3 前項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、労働基準監督署長がする。

4 第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第一項に規定する措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、第一項の規定は、適用しない。

第三十条の二 製造業その他政令で定める業種に属する事業（特定事業を除く。）の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによつて生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項に規定する事業の仕事の発注者について準用する。この場合において、同条第二項中「特定元方事業者」とあるのは「元方事業者」と、「特定事業の仕事を二以上」とあるのは「仕事を二以上」と、「前項」とあるのは「次条第一項」と、「特定事業の仕事の全部」とあるのは「仕事の全部」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する前条第二項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、労働基準監督署長がする。

4 第二項において準用する前条第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第一項に規定する措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

第三十条の三 第二十五条の二第一項に規定する仕事が数次の請負契約によつて行われる場合（第四項の場合を除く。）においては、元方事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、同条第一項各号の措置を講じなければならない。この場合においては、当該元方事業者及び当該元方事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

2 第三十条第二項の規定は、第二十五条の二第一項に規定する仕事の発注者について準用する。この場合において、第三十条第二項中「特定元方事業者」とあるのは「元方事業者」と、「特定事業の仕事を二以上」とあるのは「仕事を二以上」と、「前項に規定する措置」とあるのは「第二十五条の二第一項各号の措置」と、「特定事業の仕事の全部」とあるのは「仕事の全部」と読み替えるものとする。

3 前項において準用する第三十条第二項の規定による指名がされないときは、同項の指名は、労働基準監督署長がする。

4 第二項において準用する第三十条第二項又は前項の規定による指名がされたときは、当該指名された事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第二十五条の二第一項各号の措置を講じなければならない。この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しない。

5 第二十五条の二第二項の規定は、第一項に規定する元方事業者及び前項の指名された事業者について準用する。この場合においては、当該元方事業者及び当該指名された事業者並びに当該元方事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、同条第二項の規定は、適用しない。

（注文者の講ずべき措置）

第三十一条 特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人（当該仕事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。第三十一条の四において同じ。）の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、当該事業の仕事が数次の請負契約によつて行なわれることにより同一の建設物等について同項の措置を講ずべき注文者が二以上あることとなるときは、後次の請負契約の当事者である注文者については、適用しない。

第三十一条の二 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造その他の厚生労働省令で定める作業に係る仕事の注文者は、当該物について、当該仕事に係る請負人の労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第三十一条の三 建設業に属する事業の仕事を行う二以上の事業者の労働者が一の場所において機械で厚生労働省令で定めるものに係る作業（以下この条において「特定作業」という。）を行う場合において、特定作業に係る仕事を自ら行う発注者又は当該仕事の全部を請け負つた者で、当該場所において当該仕事の一部を請け負わせているものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該場所において特定作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 前項の場合において、同項の規定により同項に規定する措置を講ずべき者がいないときは、当該場所において行われる特定作業に係る仕事の全部を請負人に請け負わせている建設業に属する事業の元方事業者又は第三十条第二項若しくは第三項の規定により指名された事業者で建設業に属する事業を行うものは、前項に規定する措置を講ずる者を指名する等当該場所において特定作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な配慮をしなければならない。

（違法な指示の禁止）

第三十一条の四 注文者は、その請負人に対し、当該仕事に関し、その指示に従つて当該請負人の労働者を労働させたならば、この法律又はこれに基づく命令の規定に違反することとなる指示をしてはならない。

（請負人の講ずべき措置等）

第三十二条 第三十条第一項又は第四項の場合において、同条第一項に規定する措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、これらの規定により講ぜられる措置に応じて、

必要な措置を講じなければならない。

2 第三十条の二第一項又は第四項の場合において、同条第一項に規定する措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、これらの規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

3 第三十条の三第一項又は第四項の場合において、第二十五条の二第一項各号の措置を講ずべき事業者以外の請負人で、当該仕事を自ら行うものは、第三十条の三第一項又は第四項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

4 第三十一条第一項の場合において、当該建設物等を使用する労働者に係る事業者である請負人は、同項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

5 第三十一条の二の場合において、同条に規定する仕事に係る請負人は、同条の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならない。

6 第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項「、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項又は第三十一条の二の場合において、労働者は、これらの規定又は前各項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

7 第一項から第五項までの請負人及び前項の労働者は、第三十条第一項の特定元方事業者等、第三十条の二第一項若しくは第三十条の三第一項の元方事業者等、第三十条第一項若しくは第三十一条の二の注文者又は第一項から第三項までの請負人が第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二又は第一項から第三項までの規定に基づく措置の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

（機械等貸与者等の講ずべき措置等）

第三十三条 機械等で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者で､厚生労働省令で定めるもの（以下「機械等貸与者」という。）は、当該機械等の貸与を受けた事業者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、当該機械等の操作による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3 前項の機械等を操作する者は、機械等の貸与を受けた者が同項の規定により講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

（建築物貸与者の講ずべき措置）

第三十四条 建築物で、政令で定めるものを他の事業者に貸与する者（以下「建築物貸与者」という。）は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。ただし、当該建築物の全部を一の事業者に貸与するときは、この限りでない。

建設業法（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において「建設工事」とは、土木建築に関する工事で別表第一の上欄に掲げるものをいう。

2 この法律において「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもつてするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。

3 この法律において「建設業者」とは、第三条第一項の許可を受けて建設業を営む者をいう。

4 この法律において「下請契約」とは、建設工事を他の者から請け負つた建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいう。

5 この法律において「発注者」とは、建設工事（他の者から請け負つたものを除く。）の注文者をいい、「元請負人」とは、下請契約における注文者で建設業者であるものをいい、「下請負人」とは、下請契約における請負人をいう。

（建設工事の請負契約の原則）

第一八条 建設工事の請負契約の当事者は、各〻の対等な立場における合意に基いて公正な契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行しなければならない。

（建設工事の請負契約の内容）

第一九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一 工事内容

二 請負代金の額

三 工事着手の時期及び工事完成の時期

四 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法

五 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があつた場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

六 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

七 価格等（物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

八 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

九 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

十 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期

十一 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法

十二 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容

十三 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

十四 契約に関する紛争の解決方法

2 請負契約の当事者は、請負契約の内容で前項に掲げる事項に該当するものを変更するときは、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

3 建設工事の請負契約の当事者は、前二項の規定による措置に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、当該各項の規定による措置に準ずるものとして国土交通省令で定めるものを講ずることができる。この場合において、当該国土交通省令で定める措置を講じた者は、当該各項の規定による措置を講じたものとみなす。

（不当に低い請負代金の禁止）

第一九条の三 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

（不当な使用資材等の購入強制の禁止）

第一九条の四 注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害してはならない。

（発注者に対する勧告）

第一九条の五 建設業者と請負契約を締結した発注者（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第一項に規定する事業者に該当するものを除く。）が前二条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

（建設工事の見積り等）

第二〇条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとに材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければならない。

2 建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を交付しなければならない。

3 建設工事の注文者は、請負契約の方法が随意契約による場合にあつては契約を締結する以前に、入札の方法により競争に付する場合にあつては入札を行う以前に、第十九条第一項第一号及び第三号から第十四号までに掲げる事項について、できる限り具体的な内容を提示し、かつ、当該提示から当該契約の締結又は入札までに、建設業者が当該建設工事の見積りをするために必要な政令で定める一定の期間を設けなければならない。

（下請負人の意見の聴取）

第二四条の二 元請負人は、その請け負つた建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法その他元請負人において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見をきかなければならない。

（下請代金の支払）

第二四条の三 元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となつた建設工事を施工した下請負人に対して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない。

2 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。

（下請負人に対する特定建設業者の指導等）

第二四条の六 発注者から直接建設工事を請け負つた特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、この法律の規定又は建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるものに違反しないよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。

2 前項の特定建設業者は、その請け負つた建設工事の下請負人である建設業を営む者が同項に規定する規定に違反していると認めたときは、当該建設業を営む者に対し、当該違反している事実を指摘して、その是正を求めるように努めるものとする。

3 第一項の特定建設業者が前項の規定により是正を求めた場合において、当該建設業を営む者が当該違反している事実を是正しないときは、同項の特定建設業者は、当該建設業を営む者が建設業者であるときはその許可をした国土交通大臣若しくは都道府県知事又は営業としてその建設工事の行われる区域を管轄する都道府県知事に、その他の建設業を営む者であるときはその建設工事の現場を管轄する都道府県知事に、速やかに、その旨を通報しなければならない。

安全な建設工事のために
適切な安全衛生経費の確保が必要です
－労働災害防止についての建設業法令遵守ガイドラインの改訂－

建設業における労働災害の発生率は、労働災害全体の２倍程度で、墜落・転落、建設機械へのはさまれ、土砂崩壊など、死亡に至ったり、障害が残ったりする重篤な災害が多く発生しています。

このため、建設業者は、労働災害防止対策を実施し、長期的には労働災害は減少してきましたが、ここ数年は増減を繰り返しています。

建設業では、発注者から元方事業者、関係請負人、その雇用する労働者などが、重層構造で工事を行うことから、労働災害防止のためには、雇用する労働者の労働災害防止に係る義務を負う関係請負人だけでなく、それ以外の発注者や元方事業者※の安全に対する理解と対策の実施が重要なのです。

こうした中、厚生労働省は、元方事業者による建設現場安全管理指針（平成７年）により、「請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者等の明確化等」を指導してきました。さらに国土交通省は、平成26年10月に「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂し、労働災害防止対策の実施者と、その経費の負担者などの明確化の手順などを示しました。

このパンフレットでは、ガイドラインに定められた経費負担者の明確化などの手順を紹介します。

※元方事業者における統括安全衛生管理等以外に関係請負人の労働者に対する労働災害防止に係る義務はありません。

建設業における労働災害は、ここ数年増減を繰り返しています

【建設業における労働災害件数】

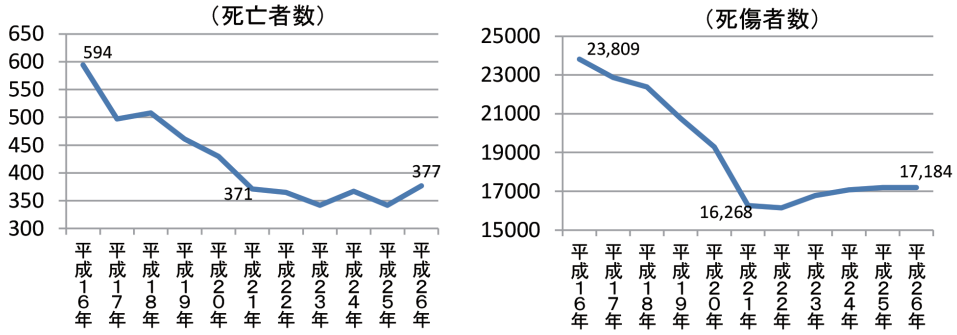

適切な安全衛生経費の確保への取組は、まだ十分とはいえません

- **発注者から契約約款に労働災害防止に関する事項を明記されたことがある　→　50%**
  うち「労働災害防止の徹底」が最も高く 69% なのに対し、
  「安全衛生経費の積算」は 8%しかありません。
- **安全衛生経費について、仕様書、注文書等に具体的な項目、金額等が示されている　→　14%**

出典：「民間工事における注文者対策に関する調査研究報告書」平成22年建設業労働災害防止協会

厚生労働省　国土交通省

1．建設工事請負契約における労働災害防止対策に要する経費は「通常必要と認められる原価」

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人等が義務的に負担しなければならない費用です。

つまり、労働災害防止対策に要する経費は「通常必要と認められる原価」に含まれるものであり、建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

2．労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

建設工事請負契約を締結する際は、次のような流れで、労働災害防止対策の実施者とその経費の負担者を明確化する必要があります。

（1）元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

鉄筋組立作業における労働災害防止対策【例示】

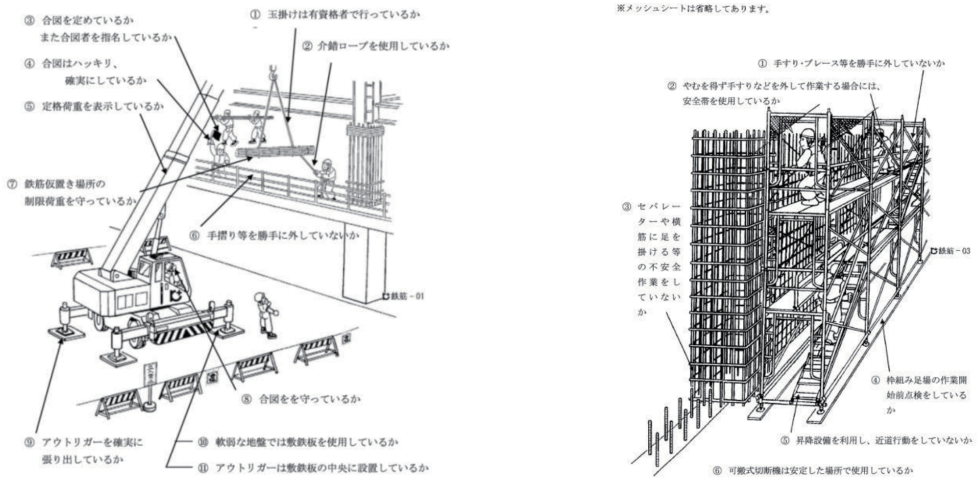

実施者と経費の負担者の区分を明確化すべき労働災害防止対策（区分表）【例示】

	実施者		経費負担者			実施者		経費負担者	
	元請	下請	元請	下請		元請	下請	元請	下請
1. 直接工事費					(2)昇降設備				
(1)移動式クレーン	○		○		①階段	○		○	
(2)足場	○		○		(3)その他				
2. 安全費					①敷鉄板	○		○	
(1)監視連絡等に要する経費					②玉掛用具	○		○	
①無線機(クレーンの合図)	○		○		4. 教育訓練費				
(2)保護具類					①新規入場者教育の資料	○			○
①保護帽		○		○	②新規入場者教育の実施	○		○	
②安全帯		○		○	③新規入場者教育の受講		○		○
③安全靴		○		○	④移動式クレーン運転免許取得者の配置	○		○	
3. 仮設費					⑤玉掛技能講習修了者の配置		○		○
(1)墜落・飛来落下防止措置					⑥安全衛生協議会への参加		○		○
①安全ネット	○		○		5. 上記以外の疾病・衛生対策				
②手すり等(躯体の端)	○		○		①健康診断		○		○
③立入禁止措置材	○		○		②熱中症対策(水筒等)		○		○
④立入禁止措置設置		○		○	6. その他				

注：区分表【例示】の明示すべき労働災害防止対策の抽出に当たっては、『**「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説並びに作成要領検討結果報告書**』（平成25年３月 建設業労働災害防止協会）が参考になります。

（２）下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

（３）契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費」が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

（４）契約書面における明確化

元請負人と下請負人は、契約締結の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費は、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

内訳書【例示】

	実施者		経費負担者		経費積算					
	元請	下請	元請	下請	規格等	単位	単価	数量	金額	摘要
2. 安全費										
(2)保護具類										
①保護帽		○		○	○円／個 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円／○日（年間稼働日数×耐久年数）
②安全帯		○		○	○円／個 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円／○日（年間稼働日数×耐久年数）
③安全靴		○		○	○円／足 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円／○日（年間稼働日数×耐久年数）
3. 仮設費										
(1)墜落・飛来落下防止措置										
④立入禁止措置設置		○		○	直接工事費で計上					作業員労務費に含む
4. 教育訓練費										
③新規入場者教育の受講		○		○	平均日当○円	人	○円	○人	○円	平均日当○円／8時間（1時間教育）
⑤玉掛技能講習修了者の配置		○		○	受講費	人	○円	○人	○円	
⑥安全衛生協議会への参加		○		○	日当○円、○回	回	○円	○回	○円	日当○円／8時間（1回1時間）

注：契約時における元請負人との交渉において信頼関係が築けるように、下請負人は労働災害防止対策に要する経費を明示する際は、**可能な限り、その根拠を明確にすべき**です。

（１）～（４）の手順においては、建設業法上適切な対応が必要です。
以下のような**不適切な対応があった場合に、建設業法に違反**または違反するおそれがあります。

元請負人が、あらかじめ見積条件において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与したヘルメットなどの労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為	建設業法第20条第3項に違反
元請負人が、あらかじめ契約書面において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与したヘルメットなどの労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為	建設業法第19条に違反
元請負人が、労働災害防止対策に要する費用を差し引くなどにより、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合	当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

3．関係請負人においても２.と同様の対応が必要

建設業法上の「元請負人」とは、建設工事の下請契約における注文者（建設業者）、「下請負人」とは、建設工事の下請契約における請負人のことです。いわゆる「一次下請」や「二次下請」等の場合であっても、建設工事の下請契約の注文者となる場合は、「元請負人」として、２.と同様の対応が必要です。

この場合、元方事業者が作成した「実施者と負担者の区分表」の利用などによって、元方事業者が行った明確化の内容が、労働者を使用する事業者となる下請負人に確実に伝えられる必要があります。

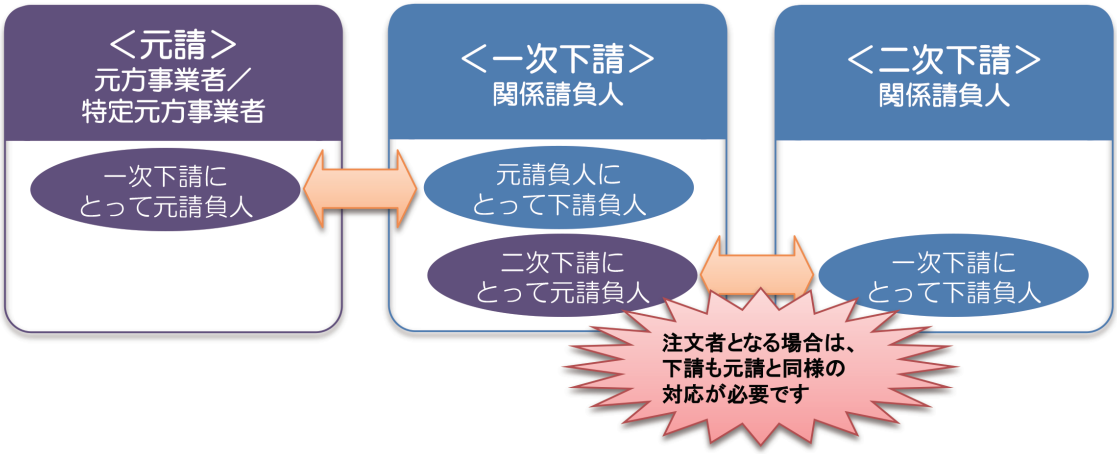

労働災害防止のために、発注者、元請負人に求められる事項

建設業に従事する方の労働災害防止のためには、発注者、元請負人（3.参照）において以下の措置を実施することが求められています。このことは、「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討委員会報告書」（平成26年11月）に明記されています。

- ●建設業に従事する者の災害を防止するため、発注者において施工時の安全衛生の確保のための必要な経費を積算すること
- ●上記の経費には、一人親方等の労災保険の特別加入のために必要な費用が含まれること
- ●上記の経費が、受注者である元請等から関係請負人へ確実に渡るようにすること
- ●雇用から請負への安易な転換を防ぐため、法定福利費の確保をはかること

注：「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」において法定福利費は建設業法第19条の３に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるべきものとされています。

◆　お問い合わせ先・関係資料　◆

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室
電話番号　03(5253)1111（内線5486）
国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 建設業適正取引推進指導室
電話番号　03(5253)8111（内線24715、24718）

□　「建設業法令遵守ガイドライン（改訂版）」の掲載先（国土交通省）
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html

□　元方事業者による建設現場安全管理指針の掲載先（中央労働災害防止協会安全衛生情報センター）
http://www.jaish.gr.jp/anzen_pgm/HOU_DET1.aspx）

□　「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説
並びに作成要領検討結果報告書　の掲載先（建設業労働災害防止協会）
http://www.kensaibou.or.jp/data/pdf/leaflet/chosakenkyuhoukoku_kensetukouzi.pdf

安全衛生経費確保促進委員会 委員名簿

浦江 真人※	東洋大学理工学部建築学科教授　工学博士
長尾 正弘	一般社団法人全国建設業協会 労働部長
道用 光春	一般社団法人建設産業専門団体連合会 常務理事
本山 謙治	建設業労働災害防止協会 技術管理部長
土屋 良直	建設労務安全研究会 理事長
三木　充	元建設業労働災害防止協会 教育部長

※印 委員長

安全衛生経費確保のためのガイドブック作成委員会 委員名簿

三木 充※	元鉄建建設株式会社 安全品質環境副本部長 元建設業労働災害防止協会 教育部長兼事業部長
土屋 良直	株式会社熊谷組 安全品質環境本部 常任顧問 建設労務安全研究会 理事長
野中 格	元株式会社熊谷組 安全本部長 元建設労務安全研究会 理事長
中込 平一郎	元株式会社淺沼組 安全部長 一般社団法人全国建設業協会 相談員
加藤 正勝	元前田建設工業株式会社 安全部長 元建設労務安全研究会 理事長
中島 英夫	元戸田建設株式会社 安全部長 元建設労務安全研究会 安全衛生委員会副委員長
宮澤 政裕	元前田建設工業株式会社 安全部長 建設労務安全研究会 事務局長
大木 勇雄	株式会社大木組 代表取締役会長

※印 委員長

安全衛生経費確保のためのガイドブック

平成 30 年 1 月 24 日 発行

発　行　株式会社 建設産業振興センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4 丁目 2 番 12 号
虎ノ門 4 丁目 MT ビル 2 号館

電話 03(5473)4590　FAX 03(5473)0784

著作権法により、本冊子の全部または一部の複写・複製・転訳載、および磁器または光記録媒体への入力等は禁止されています。